

平成30年第2回定例会（9月議会）
福祉環境委員会（分科会）会議録
書記 斉藤 昂 太 録

招集年月日時 平成30年9月10日（月曜日）
予算特別委員会終了後
招集場所 議事堂 福祉環境委員会室

本定例会（9月議会）における案件（委員会）

- 1 議案第174号
秋田県社会福祉会館条例の一部を改正する条例案
- 2 議案第175号
秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 3 議案第176号
秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 4 議案第177号
秋田県介護医療院の施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 5 議案第178号
医療法施行条例の一部を改正する条例案
- 6 議案第182号
財産の出資について
- 7 議案第183号
地方独立行政法人秋田県立病院機構の定款の変更について
- 8 請願第21号
乳がんに関する項目を健康診断に付加することを求める請願について
- 9 請願第50号
乳がん診断の項目を健康診断に付加することを求める請願について
- 10 陳情第13号の22
地域医療の充実強化について
- 11 陳情第13号の23
豪雪地域に対する支援の継続と拡充について
- 12 陳情第13号の24
再生可能エネルギーの推進における環境への配慮について
- 13 意見書案（議員提出）
水道事業の基盤強化に対する支援の充実・強化を求める意見書案
- 14 付託案件以外の所管事項

本定例会（9月議会）における案件（分科会）

- 1 議案第167号
平成30年度秋田県一般会計補正予算（第3号）（健康福祉部及び生活環境部の関係部門）
- 2 議案第169号
平成30年度地方独立行政法人秋田県立病院機構施設整備等貸付金特別会計補正予算（第1号）
- 3 議案第170号
平成30年度秋田県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成30年9月10日（月曜日）

本日の会議案件

- 1 会議録署名員の指名
- 2 審査日程
- 3 健康福祉部関係の付託案件以外の所管事項
(趣旨説明・質疑)

本日の出席状況

出席委員

委員長	三浦茂人
副委員長	今川雄策
委員	鈴木洋一
委員	鶴田有司
委員	加藤鉦一
委員	吉方清彦
委員	沼谷純

書記

議会事務局議事課	斉藤昂太
議会事務局政務調査課	阿部秀樹
健康福祉部福祉政策課	武藤泉
生活環境部県民生活課	山中公伸

会議の概要

午前10時38分 開会

出席委員

委員長	三浦茂人
副委員長	今川雄策
委員	鈴木洋一
委員	鶴田有司
委員	加藤鉦一
委員	吉方清彦
委員	沼谷純

説明者

健康福祉部長	保坂学
健康福祉部健康医療技監	諸富伸夫

健康福祉部次長 須田 広悦
健康福祉部次長 佐々木 薫
健康福祉部参事 伊藤 善信
健康福祉部参事(兼)福祉政策課長
小柳 公成
生活環境部長 高橋 修
生活環境部次長 杉山 徹
生活環境部次長 柳田 高人
生活環境部参事 佐藤 利広
生活環境部参事(兼)県民生活課長
高橋 博英
生活環境部参事(兼)自然保護課長
高松 武彦

委員長

ただいまから、福祉環境委員会を開会いたします。
本日の委員会を開きます。

初めに、会議録署名員を指名します。

第2回定例会9月議会を通しての会議録署名員には、鶴田委員、沼谷委員を指名します。

次に、委員会の審査日程についてお諮りします。

審査日程案及び付託議案一覧表を配付しておりますので、これらをごらんの上、御意見を申し上げます。

なお、審査日程案では9月20日及び21日に健康福祉部関係、25日に生活環境部関係を審査する予定となっておりますが、審査の進捗状況によっては、審査日程からずれることがあり得ることを、あらかじめ御承知おきください。

審査日程案について、御意見等ございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

審査日程は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

審査日程は、原案のとおりとすることに決定されました。

ここで、準備のため暫時休憩します。

午前10時39分 休憩

午前10時40分 再開

出席委員

休憩前に同じ

説明者

健康福祉部長 保坂 学
健康福祉部健康医療技監 諸 富 伸 夫

健康福祉部次長 須田 広悦
健康福祉部次長 佐々木 薫
健康福祉部参事 伊藤 善信
健康福祉部参事(兼)福祉政策課長
小柳 公成
障害福祉課長 高橋 直樹
保健・疾病対策課長 工藤 聖子
医務薬事課長 伊藤 淳一

委員長

委員会を再開します。

それでは、健康福祉部関係の所管事項に関する審査を行います。

初めに、平成27年度毒物劇物取扱者試験における出題誤りについて執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

健康福祉部長

このたび、平成27年度に実施しました毒物劇物取扱者試験において出題した問題の一部に誤りがあったことが明らかになり、1名を追加合格にする措置を講じました。追加合格者となった方を初め、受験者や関係者の方々に多大な御迷惑をお掛けしましたことと、また県民の行政に対する信頼を損ねましたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。今後、問題作成、チェック体制の見直しを含めた検討を行い、再発防止に向けて万全を期してまいりますと思っております。誠に申し訳ございませんでした。

医務薬事課長

【当日配付資料「平成27年度毒物劇物取扱者試験における出題誤りについて」により説明】

委員長

以上で、説明は終了しました。

ただいまの説明に関する質疑を行います。

加藤鉦一委員(分科員)

このような試験は、必ず県が実施しなければならないのですか。ほかの都道府県では第三者的な機関が実施しているのではないのですか。

医務薬事課長

この試験に関しては、外部への委託はできない仕組みになっております。基本的に各都道府県が単独で実施していますが、地域によってはブロック単位で共同実施している例もあります。そういった事例を踏まえて、例えば複数県共同で問題を作成することができないかといったことなどについて、これから考えていきたいと思っております。

加藤鉦一委員(分科員)

同じ資格の試験ですから、別に秋田県が独自に実施しなくても、どこかと持ち回りで実施してもいいのではないかと感じます。それこそ行政改革になるのではないのですか。これは意見です。

吉方清彦委員（分科員）

答案用紙は何年ぐらい資料として残しておくのですか。

医務薬事課長

広報広聴課で閲覧用の問題を公開しております。平成8年度以降の問題を公開用として提供しております。

吉方清彦委員（分科員）

問題は公開されるでしょうが——採点が間違っていたことがわかる資料として答案用紙が残っていたのでしょうか。答案用紙はどれぐらいの期間保管するのですか。

医務薬事課長

文書事務上、資料が手元にないので、保存期間が何年になっているかすぐにお答えできませんが——保存期間の範囲内であれば保管することになると思います。

吉方清彦委員（分科員）

幸い答案用紙が残っていて良かったですが、もし残っていなかった場合は、どのような対応をしていたと想定されますか。

医務薬事課長

文書の保存期間を過ぎており、文書がなければ、検証できないことになると思います。ただ、県の様々な公文書を引き継ぐ公文書館に保管されていて、そこで確認ができれば、資料ごとに検証することができる場合があると思います。

吉方清彦委員（分科員）

今回はたまたま答案用紙が残っていて、本当に良かったのですが、もし残っていなかったら、全員に2点ずつ足していくなどといった対応をするしかなかったのでしょうか。

医務薬事課長

公文書が保管されていなければ、個々人の点数が分からない場合もありますので、対応がなかなか難しくなっていたと思います。

各県が行っている毒物劇物取扱者試験の問題を集めて出版している出版社があり、過去に出題誤りがあった場合は、その出版社からの指摘により、試験実施から大体1年以内に問題が発覚するケースが多かったと思います。

吉方清彦委員（分科員）

毒物劇物取扱者試験に限らず、いろいろな試験を実施していると思いますが、文書の保存期間は統一されているのですか。

医務薬事課長

文書の保存期間に関する資料が手元にないので分かりませんが、恐らく試験として統一されていると思います。

沼谷純委員（分科員）

今後の対応についてお聞きします。先ほど、他県との共同実施という話がありましたが、他県との調整等々も必要ですから、そう簡単にはいかないのではないかと思います。そうすると当面は、チェックをより慎重に行うという対応の仕方になると思うのですが、問題を作成している5名の方々の人選や仕事の分担の仕方等も含めて、すぐに取りかかれる業務の見直しとして、どういったことを考えているのですか。

医務薬事課長

今年度に関しては、今までどおりの体制で実施しようと考えております。昨年もそうでしたが、全くの素人の視点から——私自身も素人ですが——確認を行ったりしておりますので、そういった部分について、今年はそれぞれの担当者の意識を高めて——集中力を上げて対応していきたいと思っております。

沼谷純委員（分科員）

この5名は秋田県職員の方々ですか。

医務薬事課長

秋田県職員です。（※3ページで発言訂正あり）

沼谷純委員（分科員）

チェック専任職員も同じ秋田県職員で、同じグループというか、班などに所属しているのですか。

医務薬事課長

出題する問題を作成しているの方々の中には、名前は非公表ですが、秋田県職員以外の方や学校の先生も含まれております。チェック専任職員は秋田県職員です。（※3ページの発言を訂正）

沼谷純委員（分科員）

集中力を上げて確認するとのことですが——専任の職員の方でも気づけなかったとすれば、目前の改善策として、チェックの仕方をもう少し強化するような方策に取りかかったださるようお願いします。

医務薬事課長

沼谷委員の御指摘を踏まえて、体制強化を含めたチェック強化の方策を考えて、今年度実施していきたいと思います。

鶴田有司委員（分科員）

チェックを行うのは秋田県職員との答弁がありました。私は秋田県職員の知識のほどはよく分かりませんが、知識が豊富でないとチェックはできないのではないですか。集中力を高めても知識がなければ、こういう専門的なことのチェックはできないのではないですか。はっきり言って、私にはこの問題はよく分かりません。集中力を高めるとい言いはちょっとおかしいのではないですか。

医務薬事課長

薬剤師や、大学の理学部などで応用化学に関する学課を修了した方は、毒物劇物取扱者試験に合格することなく、毒物劇物取扱責任者となれます。出題

する問題の作成者の中にも秋田県職員がおりますが、基本的に薬剤師の免許を持っている職員です。また、先ほど述べた学校の先生は、もちろん化学が専門の方です。チェック専任職員も、基本的に薬剤師の免許を持つ職員ですから、出題される内容について精通していると考えております。逆に精通しているがゆえに、今回の誤りが見つかった問題に関しては、1番、3番、4番が還元反応で、2番が酸化反応だと直観的に見てしまって、反応式の誤りに気づかなかったという事情があると思いますので、そういったところも含めてチェック体制を強化していきたいと思っております。

委員長

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

次に、北海道胆振地方中東部を震源とする地震被災地への医療支援チームの派遣について執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

健康福祉部次長（佐々木）

【当日配付資料「北海道胆振地方中東部を震源とする地震被災地への医療支援チームの派遣について」により説明】

委員長

以上で、説明は終了しました。

ただいまの説明に関する質疑を行います。

特にございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

以上で、健康福祉部関係の所管事項に関する質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、9月20日、木曜日、予算特別委員会終了後に委員会及び分科会を開き、健康福祉部関係の審査を行います。

散会します。

午前11時1分 散会

平成30年9月20日（木曜日）

本日の会議案件

1 分科会会議録署名員の指名

2 請願第21号

乳がん検診に関する項目を健康診断に付加することを求める請願について（取り下げを許可）

3 議案第167号

平成30年度秋田県一般会計補正予算（第3号）（健康福祉部の関係部門）

（趣旨説明・質疑）

4 議案第169号

平成30年度地方独立行政法人秋田県立病院機構施設整備等貸付金特別会計補正予算（第1号）

（趣旨説明・質疑）

5 議案第170号

平成30年度秋田県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

（趣旨説明・質疑）

6 議案第174号

秋田県社会福祉会館条例の一部を改正する条例案

（趣旨説明・質疑）

7 議案第175号

秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

（趣旨説明・質疑）

8 議案第176号

秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

（趣旨説明・質疑）

9 議案第177号

秋田県介護医療院の施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

（趣旨説明・質疑）

10 議案第178号

医療法施行条例の一部を改正する条例案

（趣旨説明・質疑）

11 議案第182号

財産の出資について（趣旨説明・質疑）

12 議案第183号

地方独立行政法人秋田県立病院機構の定款の変更について（趣旨説明・質疑）

13 請願第50号

乳がん診断の項目を健康診断に付加することを求める請願について（現況説明・質疑）

14 陳情第13号の22

地域医療の充実強化について（質疑）

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	三浦茂人
副委員長（副会長）	今川雄策
委員（分科員）	鈴木洋一
委員（分科員）	鶴田有司
委員（分科員）	加藤鉦一
委員（分科員）	吉方清彦
委員（分科員）	沼谷純

書記

議会事務局議事課	斉藤昂太
議会事務局政務調査課	阿部秀樹
健康福祉部福祉政策課	武藤泉
生活環境部県民生活課	山中公伸

会議の概要

午後2時16分 開議

出席委員（分科員）

委員長（会長）	三浦茂人
副委員長（副会長）	今川雄策
委員（分科員）	鈴木洋一
委員（分科員）	鶴田有司
委員（分科員）	加藤鉦一
委員（分科員）	吉方清彦
委員（分科員）	沼谷純

説明者

健康福祉部長	保坂学
健康福祉部健康医療技監	諸富伸夫
健康福祉部次長	須田広悦
健康福祉部次長	佐々木薫
健康福祉部参事	伊藤善信
健康福祉部参事（兼）福祉政策課長	小柳公成
地域・家庭福祉課長	佐藤徳雄
長寿社会課長	奈良滋
国保・医療指導室長	松井祐子
障害福祉課長	高橋直樹
健康づくり推進課長	畠山賢也
保健・疾病対策課長	工藤聖子
医務薬事課長	伊藤淳一
医師確保対策室長	小沢隆之

委員長（会長）

ただいまから、福祉環境委員会及び予算特別委員会福祉環境分科会を開きます。

本日の委員会及び分科会を開きます。

初めに、分科会会議録署名員を指名します。

第2回定例会9月議会を通しての分科会会議録署名員には、鶴田分科員、沼谷分科員を指名します。

次に、請願の取り下げについてお諮りします。

【書記、請願取下申出書の写しを配付】

委員長（会長）

請願第21号「乳がんに関する項目を健康診断に付加することを求める請願について」は、提出者から取り下げの申し出がなされておりますが、これを許可することにして御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

御異議ないものと認めます。

請願第21号の取り下げは、許可することに決定されました。

その旨、議長に報告します。

次に、健康福祉部関係の議案に関する審査を行います。

議案第174号、議案第175号、議案第176号、議案第177号、議案第178号、議案第182号及び議案第183号を一括議題とします。

また、分科会では、議案第167号のうち、健康福祉部に関係する部門、議案第169号及び議案第170号の審査を行います。

健康福祉部長の説明を求めます。

健康福祉部長

【部局関係説明書により説明】

委員長（会長）

次に、関係課長等の説明を求めます。

参事（兼）福祉政策課長

【補正予算内容説明書により説明】

地域・家庭福祉課長

【議案〔3〕及び提出資料により説明】

長寿社会課長

【議案〔3〕及び提出資料により説明】

国保・医療指導室長

【議案〔1〕、議案〔2〕、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

障害福祉課長

【補正予算内容説明書により説明】

健康づくり推進課長

【補正予算内容説明書により説明】

医務薬事課長

【議案〔3〕、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で、説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。質疑は各課室一括して行います。

鶴田有司委員（分科員）

社会福祉会館（秋田県社会福祉会館）の合同研修室と調理実習室の貸し出しを11月1日から始めるのは、9月議会が終わってから最短のタイミングという意味ですか。あるいは、調理実習室は全く使っていなかったとのことですから、幾らか掃除をすることからですか。調理に使用するというのであれば、全く使っていなかった施設だと、安全面は大丈夫かという心配があるのですが、いかがですか。

地域・家庭福祉課長

全く使っていなかったわけではなくて、使用頻度がかなり低かったということです。

貸し出しを11月1日から開始する理由については、料金表を新しく作ったり、ホームページでの周知を行ったりするため、一定の準備期間が必要なことから、開始期日を11月1日に設定しております。

鶴田有司委員（分科員）

9階、10階の会議室等は既に貸し出しているのことで、特別問題はないと思うのですが、7階、8階の研修室等については、今後新たに貸し出すことになるので、ある程度——既に問い合わせが来ているのかもしれませんが——一般に周知する必要があると思いますが、どのような手段を考えているのですか。

地域・家庭福祉課長

ホームページなどでの広報を行うことになると思います。また、県社協（社会福祉法人秋田県社会福祉協議会）が広報誌を発行しておりますので、そういった媒体でも周知を図っていきたいと思います。

沼谷純委員（分科員）

合同研修室の使用料設定等について教えてください。使用料設定は、午前9時から正午までが2,700円、午後1時から午後5時までは3,600円となっていて、近隣の類似施設を参考に算定したとのことですが、例えばエリアなかいち（秋田駅前のエリアなかいちにある秋田市にぎわい交流館AU（あう）のこと）やセンタース（秋田市中心市民サービスセンターの愛称）などの類似の公共施設の研修室は、どのような使用料設定になっているのですか。

地域・家庭福祉課長

社会福祉会館の合同研修室は、机と椅子が固定されておりまして、そのような構造も含めて類似している近隣の施設と比較しております。比較した施設は秋田県立大学（公立大学法人秋田県立大学）、国際教養大学（公立大学法人国際教養大学）、秋田大学（国立大学法人秋田大学）、ノースアジア大学（学校法人ノースアジア大学）ですが、このうち国際教養大学については、社会福祉会館の収容人員が117名なのに対し、29名とかなり少ないため、使用料算定における比較対象からは外しております。

収容人員を加味した1時間当たりの使用料単価を算定しますと、秋田県立大学は494円、秋田大学は825円、ノースアジア大学は1,404円となります。その平均値をとって端数を切り捨て、社会福祉会館における1時間当たりの使用料単価を900円と設定しました。

沼谷純委員（分科員）

既に貸し出しを行っている第1会議室、第2会議室、第3会議室、第4会議室は、机と椅子が固定式になっていないと思いますが、これらの使用料設定はどうなっていますか。

地域・家庭福祉課長

1時間当たりの単価で、第1会議室が1,230円、第2会議室も1,230円、第3会議室が1,950円、第4会議室が1,750円となっております。

沼谷純委員（分科員）

今の4つの会議室の使用料設定の違いは、面積の違いによると理解していいですか。

地域・家庭福祉課長

現在貸し出しを行っている施設の使用料についても、近隣の類似施設との比較により算定しており、面積による違いではありません。今回は椅子と机が固定式の講義室同士で比較し、使用料を算定しております。

沼谷純委員（分科員）

第1から第4までの会議室の椅子と机は、固定式ではなくて動かせるということですね。少々気になるのは、固定式であるかどうかによる使いやすさ、使いづらさ——固定式なら片づけなくてもいいから逆に使いやすいという場合もあるかもしれませんが——の違いがあるとはいえ、同じ建物の中で1時間当たりの貸し出し単価が900円から1,900円までと倍以上違うという点です。会議室ごとに他施設と比較したということは説明で理解しましたが、この建物の中での、ある種の均質化といったことについては、どのように考えたのですか。

地域・家庭福祉課長

合同研修室は、これまでも貸し出ししていた会議室のように自由にレイアウトして使えるものではなく、利用方法がかなり制約されますので、そういった事情を考慮の上、使用料を設定しました。

沼谷純委員（分科員）

第1から第4までの会議室の使用料も1,200円から1,900円までと幅がありますが、最近よく利用されているエリアなかいちやセンタースなどと比べると、少し高いのではないですか。

地域・家庭福祉課長

最近の状況については確認していませんが——利用頻度が低くなってくれば考える余地があると

と思いますが、一定の利用者がおりますので、使用料は当面現行のままと考えております。

沼谷純委員（分科員）

貸し出しの時間帯については、1時間単位での貸し出しはせずに、午前9時から正午まで、あるいは午後1時から午後5時までといったくくりで貸し出しをするという整理になっていると思いますが、例えば午後3時から午後6時までと、時間帯の区分をまたいで使うとすれば、使用料はどうなるのですか。

地域・家庭福祉課長

午後3時から午後6時……。

沼谷純委員（分科員）

例えば午後3時から午後6時、あるいは午後7時まで使用するとすれば、3,600円プラス900円、更にプラス900円となっていくように、夕方5時以降は1時間当たりの使用料で貸す一方、日中の午後1時から午後5時までの部分は、1時間当たりの使用料では貸さないということでしょう。既に貸し出しを行っている会議室も全部こういうやり方なのですね。

地域・家庭福祉課長

社会福祉会館の会議室については、そうです。

沼谷純委員（分科員）

今回は合同研修室と調理実習室を新たに貸し出すための条例改正なので、これはこれだと思っていますが、貸し出しの仕方や時間の設定などについても少し研究してみしてほしいと思います。それというのも、音楽関係者などに多く利用されてきたジョイナス（秋田県民会館分館ジョイナス。平成30年5月31日に閉館）がなくなったため、研修や会議に使用する場所が今後数年間は混むはずだからです。そういう需要にも柔軟に対応できるような設定を少し研究してみてもらいたいと思いますが、どうですか。

地域・家庭福祉課長

会議室の使用状況なども踏まえながら研究していきたいと思います。

加藤敏一委員（分科員）

秋田県介護医療院の施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてですが、介護医療院は新しい考え方による施設だと思います。今、県内において、この介護医療院に転換するメリットとはどのようなことですか。診療所や介護老人保健施設が転換した場合に、そこで医療と介護が連携すると思います。その部分について、条例改正によるメリットというか、どのように考えたらいいのか——確か今年の2月議会で条例を制定したと思うのですが、どうなのですか。

長寿社会課長

平成18年ごろからの医療保険制度改革の中で、これまでの制度下での療養病床の利用の仕方におい

て、医療と介護との目的上のすみ分けができていないのではないかという議論がずっと続いてきておりました。その結果、介護保険適用の療養病床については、基本的になくす方向で進めることとされ、これまでも介護老人保健施設への転換などの施策が進められてきた経緯があります。

介護医療院については、昨年度の厚生労働省における療養病床の在り方についての検討に基づき、一定の医療的ケアが必要で、かつ介護も必要な方を、住まいの確保という観点から受け入れる施設が必要であろうということで、新たに導入されたものです。今後、介護療養病床から介護医療院への転換が図られると見込まれるとともに、様々な経過措置もとられております。

加藤 鋺一委員（分科員）

介護療養病床からの転換が図られるのですが、例えば介護施設で——先日的一般質問で、今川議員でしたか、質問したのは何だったか……。

【「透析ですか」と呼ぶ者あり】

加藤 鋺一委員（分科員）

人工透析です。介護施設ではなかなか人工透析をしている方を受け入れることができないとのことでしたが、介護医療院ではそういうことも一体的に行えろと考えていいですか。

長寿社会課長

介護医療院で提供する医療的ケアは、例えば経管栄養など、基本的にそれほど高度ではない医療行為です。介護医療院の中に設備を設置して、人工透析を実施するといったことまでは想定されておりません。

加藤 鋺一委員（分科員）

例えば、介護老人福祉施設の利用者が介護医療院に移ることもあり得るのですか。飽くまでも介護療養病床の転換のための条例改正ですか。

長寿社会課長

介護医療院のサービスに適した状況にある方であれば、例えば特別養護老人ホームから移ることも、もちろんあり得ると思います。

加藤 鋺一委員（分科員）

提出資料の改正内容の欄に、耐火建築物であることを要しないというような記述があるのですが、この条例改正によって、そういう病院では必要なことが、転換後の介護医療院では必要なくなるということですか。

長寿社会課長

新たに介護医療院を開設する場合は当然基準を満たす必要がありますが、転換の場合には改修が必要となることが想定されますので、経過措置として免除するという形をとっております。

加藤 鋺一委員（分科員）

秋田県内には介護療養病床からの転換を予定している施設はどのくらいあるのですか。

長寿社会課長

介護医療院への転換ということによろしいですか。

加藤 鋺一委員（分科員）

はい。

長寿社会課長

制度自体は今年の4月から始まっておりますが、現時点では介護療養病床を持っていた施設1カ所が介護医療院に転換しております。

加藤 鋺一委員（分科員）

転換したのですか。

長寿社会課長

はい。既に転換したところが1カ所あります。

加藤 鋺一委員（分科員）

法律で何年か以内に必ず転換しなければならないと規定されているのですよね。

長寿社会課長

従来、介護療養病床は平成29年度末までに転換しなければならないとする方針でしたが、今回の介護医療院の創設等も踏まえて転換の期限が6年間延長され、平成35年度末までに転換しなければならないことになっております。

加藤 鋺一委員（分科員）

提出資料の介護保険施設の比較の表を見ると、介護医療院では利用者6人に対して看護職員1人——看護体制が6対1ということは、まるで病院のようですね。かなり病院に近くなると考えていいのですか。

長寿社会課長

介護療養病床についても、現時点で看護職員は6対1の配置基準となっております。介護医療院も基本的には介護療養病床の考え方をそのまま引き継いでおります。

加藤 鋺一委員（分科員）

それなら、名前が変わっても介護療養病床と介護医療院は何も変わらないのではないですか。看護職員の配置も6対1で変わらないし——何が変わったのですか。

長寿社会課長

本来、療養病床は医学的な処置をすることを想定したのですが、介護医療院については、医療的なケアを行うとともに、みとりやターミナルケア（余命わずかとなった人が穏やかに過ごすために行われる医療・看護・介護のこと）の部分に重点化したサービスを提供し、要介護者の住まいとして最期までずっといていただくことを想定したものです。

健康福祉部長

従来、いわゆる社会的入院——医療は施しているものの、病院が生活の場となっているような長期入

院の仕方をしている方々が、介護療養病床に入院している場合が多かったのです。そういった状況を踏まえた国の方針により、ふさわしいところで必要な医療や介護を行っていくべきだとされたことにより、社会的入院をしていた方々の一つの受け皿としてできたのが介護医療院です。

介護療養病床の廃止後についてですが、まず介護医療院が一つの受け皿です。それから、サービス付き高齢者住宅に診療所などを併設している施設も一つの受け皿となります。若しくは在宅に移行し、介護福祉施設のサービスや訪問診療などを利用するというのも一つの在り方です。そういった受け皿により、社会的入院をしていた方々を適切な生活の場に移行させることが、この制度の趣旨です。

吉方清彦委員（分科員）

提出資料2ページの、医務薬事課の地方独立行政法人秋田県立病院機構支援事業についてお聞きしたいのですが、増工分というのは、当初から予定していたわけではなく、現段階で純粹に増えたのですか。

医務薬事課長

当該工事は、既存棟と増築部分を廊下で接続したりと様々なことを行う大規模な建物の工事ですので、施工の中で——先ほど説明したように——基礎を造ろうとしたところ、昔の建物のコンクリートが（コンクリートの破片のこと）が出てきたので処理しなければならなくなったり、現場でサイズを合わせてみたところ、諸般の不都合が判明したり、あるいはPET（Positron Emission Tomographyの略。陽電子放射断層撮影）検査装置等の移設について原子力規制委員会と細かく詰めていったところ、遮蔽構造を変えなければならなくなったりと、いろいろな変更点が生じました。増額した部分もありますし、減額した部分もありますが、それらをまとめて今回補正したいという趣旨です。

吉方清彦委員（分科員）

減った部分の金額はとても小さくて、増えた部分は地中埋設物の除去に約6,500万円など結構大きい額です。このコンクリートがらは、今、急に発見されて驚いているものなのか、想定内のものなのか、どちらですか。

医務薬事課長

増築部分には地下階がないので、地中の構造物は基礎だけなのですが、やはり掘ってみないと地中が実際にどうなっているか分からないという事情があると思います。基礎部分の施工時に掘り進めたところ、コンクリートがらが続々と出てきまして、そういったものが出てくれば産業廃棄物としてきちんと処理しなければなりません、かさばるものですから、処理に要する金額もかなり大きくなってしま

ました。

吉方清彦委員（分科員）

つまり、脳研（秋田県脳血管研究センター）を造る前からあったコンクリートがらなのですか。

医務薬事課長

脳研の建物がある場所には、昔、県立中央病院という建物があったのですが、それを解体した際に、地中の基礎部分のコンクリートは土と一体だろうという判断——その当時はそう判断したのだと思いますが——で、そのコンクリートがらをそのまま残したのだらうと思います。

吉方清彦委員（分科員）

今の基準から考えると相当無理な考え方だと思うのですが、当時は合法的だったということなのでしょう。

法令基準への適合等で約1億7,000万円の増額となっていますが、これはどういったものですか。

医務薬事課長

先ほども説明しましたとおり、PET検査装置を既存棟から増築部分に移行しますが、PETは放射線を出す材料を使いますので、原子力規制委員会とのやりとりの中で、遮蔽のため床の厚さはどのくらいなければならない、扉には鉛が入っていないなければならない、鉛の入った扉にすれば手では開けられないので電動にしなければならないなど、いろいろと変更点が出てきたことが一番大きい増額要因です。

また、提出資料ではMRI（Magnetic Resonance Imagingの略。磁気共鳴画像法）検査装置の移設にも触れております。もともとMRI検査装置の移設に関する経費は移転経費として工事費とは別に積算していたのですが、工事を進めていく中で、工事の中で実施したほうがよいと判断されたことから、移転経費に計上していた経費を工事費に移したものです。事業費トータルでは増えていないのですが、工事費だけを見れば増額になっております。

吉方清彦委員（分科員）

MRIの移設は費用の項目を変えた——増額分のどれぐらいの比率を占めるかはわかりませんが——ということで理解できましたが、PET——放射性物質を扱うに当たっては、当然設計の段階でそれに要する経費は積算に入れていなければならないのではないかと思います。何か手落ちがあったのではないですか。

医務薬事課長

通常の建築工事であれば建築関係の法令に従って設計するだけだと思いますが、放射線を発するPET検査装置に関して、事前に原子力規制委員会とやりとりをし、設計の中に移設に係る全部の事項を盛り込むことは、さすがにできなかったのではないか

と思っております。

吉方清彦委員（分科員）

MR I 検査装置の移設に係る経費を工事費に持ってきてしまったものでごちゃまぜになっていますが、PET 検査装置の移設分のかかり増しは、この約1億7,000万円のうちのどれぐらいになりますか。

医務薬事課長

細かい内訳のリストにより説明を受けたのですが、どこからどこまでということとはなかなか言えません。1階と2階の間の床の遮蔽構造を変えて2,000万円の増額、扉に鉛を入れて何千万円の増額といったものが多々積み上がった金額となっております。

吉方清彦委員（分科員）

PET 検査装置の移設分で本当にかかり増しがあったとすれば、当初の予算計上の仕方というか、設計の仕方が少々まざったのではないかと指摘します。

加藤鉦一委員（分科員）

提出資料5ページの医療提供体制整備費補助事業の中の、JCHO秋田病院（独立行政法人地域医療機能推進機構秋田病院）が補助対象になっている遠隔医療設備整備事業について教えてください。遠隔医療設備というからには、医療の効率や生産性を上げるものなのだろうと思いますが、具体的にはどのようなものなのですか。

医務薬事課長

JCHO秋田病院——能代市の旧秋田社会保険病院は、医師の主な派遣元が弘前大学（国立大学法人弘前大学）です。手術の際など、病理医の判断を仰がなければならぬときには、今まで弘前大学から病理医に来ていただいていたのですが、このシステムを導入することによって、弘前大学にいたままで診断を行えるようになります。

加藤鉦一委員（分科員）

正にICTを活用したすばらしい設備だと思えます。これがあれば医師が不足していても、ある程度遠隔で対応できます。県内ではJCHO秋田病院に限らず、まだまだ需要があると考えられますが、これからこういうものを導入していく考えですか。

医務薬事課長

国の補助金を活用した事業ですから、補助対象に該当するための一定の要件があります。また実際には、大学と個別の病院との関係や、手術の件数などによって、こういったシステムが有効であるかどうかが変わってくると思いますが、これまでも県内の一部の病院で、同様に病理診断の遠隔サポートを受けて手術を実施している事例がありますので、有効な手段になっていくだろうとは思っております。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で健康福祉部関係の議案に関する質疑を終了します。

審査の途中ですが、暫時休憩します。

再開は午後3時35分とします。

午後3時23分 休憩

午後3時34分 再開

出席委員（分科員）

休憩前に同じ

説明者

休憩前に同じ

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

次に、健康福祉部関係の請願の審査を行います。

配付しております「請願一覧表」により審査を行います。

3ページをお開きください。

新規の請願であります、請願第50号「乳がん診断の項目を健康診断に付加することを求める請願について」を議題とします。

執行部の現況説明を求めます。

健康づくり推進課長

【請願一覧表により説明】

委員長（会長）

請願第50号に関する質問等ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、請願についての審査を終了します。

次に、健康福祉部関係の陳情等の審査を行います。配付しております「陳情等一覧表」により審査を行います。

1ページをお開きください。

陳情第13号の22「地域医療の充実強化について」を議題とします。

陳情第13号の22について、質問等ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、陳情等についての審査を終了します。

審査の途中ではありますが、本日はこれをもって散会し、明日、午前10時から委員会及び分科会を開き、引き続き、健康福祉部関係の審査を行います。散会します。

午後3時37分 散会

平成30年9月21日（金曜日）

本日の会議案件

- 1 健康福祉部関係の付託案件以外の所管事項
(趣旨説明・質疑)
- 2 議案第167号
平成30年度秋田県一般会計補正予算（第3号）（生活環境部の関係部門）
(趣旨説明・質疑)
- 3 陳情第13号の23
豪雪地域に対する支援の継続と拡充について
(質疑)
- 4 陳情第13号の24
再生可能エネルギーの推進における環境への配慮について
(質疑)
- 5 意見書案（議員提出）
水道事業の基盤強化に対する支援の充実・強化を求める意見書案
(文案検討依頼)
- 6 生活環境部関係の付託案件以外の所管事項
(趣旨説明・質疑)

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	三浦茂人
副委員長（副会長）	今川雄策
委員（分科員）	鈴木洋一
委員（分科員）	鶴田有司
委員（分科員）	加藤鉦一
委員（分科員）	吉方清彦
委員（分科員）	沼谷純

書記

議会事務局議事課	斉藤昂太
議会事務局政務調査課	阿部秀樹
健康福祉部福祉政策課	武藤泉
生活環境部県民生活課	山中公伸

会議の概要

午前9時58分 開議

出席委員（分科員）

委員長（会長）	三浦茂人
副委員長（副会長）	今川雄策
委員（分科員）	鈴木洋一
委員（分科員）	鶴田有司
委員（分科員）	加藤鉦一
委員（分科員）	吉方清彦
委員（分科員）	沼谷純

説明者

健康福祉部長	保坂学
健康福祉部健康医療技監	諸富伸夫
健康福祉部次長	須田広悦
健康福祉部次長	佐々木薫
健康福祉部参事	伊藤善信
健康福祉部参事（兼）福祉政策課長	小柳公成
地域・家庭福祉課長	佐藤徳雄
長寿社会課長	奈良滋
国保・医療指導室長	松井祐子
障害福祉課長	高橋直樹
健康づくり推進課長	畠山賢也
保健・疾病対策課長	工藤聖子
医務薬事課長	伊藤淳一
医師確保対策室長	小沢隆之

委員長（会長）

ただいまから、本日の委員会及び分科会を開きます。

それでは、健康福祉部関係の所管事項に関する審査を行います。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

健康福祉部次長（須田）

【委員会共通資料「第3セクターの平成30年度経営評価について」により説明】

障害福祉課長

【「平成29年度地方独立行政法人秋田県立療育機構の業務の実績に関する評価結果」、提出資料「秋田県障害者差別解消条例（仮称）の検討状況について」により説明】

健康づくり推進課長

【提出資料「受動喫煙防止対策の検討状況等について」により説明】

医務薬事課長

【「平成29年度地方独立行政法人秋田県立病院機構の業務の実績に関する評価結果」、提出資料「地方独立行政法人秋田県立病院機構の第3期中期目標（素案）」、「地域医療構想調整会議の今後の進め方について」により説明】

委員長（会長）

以上で、説明は終了しました。

ただいまの説明及び所管事項に関する質疑を行います。

質疑は、各課室一括して行います。

鶴田有司委員（分科員）

秋田県障害者差別解消条例の検討状況について質問します。確認のため教えてもらいたいのですが、先ほど何の説明だったか——法律よりも条例でもう

少し強く……

【「喫煙だ、それ」と呼ぶ者あり】

鶴田有司委員（分科員）

受動喫煙防止対策のところでも先ほど似たような説明がありましたが——障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）では、個人は不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供の義務付けの対象外になっていますが、秋田県障害者差別解消条例では、県民に対し、不当な差別的取扱いの禁止を義務づけ、合理的配慮の提供を努力義務として求めることとしています。要は法律を上回る義務づけを条例——受動喫煙防止のほうもそうなのですが——によって行おうとしているのですが、これは問題ないのですか。私の認識では、憲法を上回る法律は作れない——だから合区解消の問題や、自衛隊の違憲問題などが発生しているというのは、皆さん御存じだと思うのですが——なのですが、法律を上回る条例を作るのは別に構わないのですか。これは課長に聞いたらいいか——最初だけ、部長、いかがですか。

健康福祉部長

法律の基本的な趣旨を逸脱しないで、条例で横出し——今回の例でいえば、規制対象を広げたり、内容に深みを持たせたりすることは可能です。他県の障害者差別解消条例にも、我が県が今考えているように、県民に対して障害者差別解消法以上の義務を課している例があります。法の精神の大本を破壊しない限りにおいては、横出しや上積みの条例は制定して差し支えないと考えております。

鶴田有司委員（分科員）

だから、これは問題ないということですか。

健康福祉部長

問題ないということですか。

鶴田有司委員（分科員）

では、それを頭に入れた上で、障害福祉課長にお聞きしますが、どうして障害者差別解消法では個人は義務づけ等の対象外になっているのですか。

障害福祉課長

個人については、それぞれに様々な考え方——特に合理的配慮の部分については、個人の捉え方が千差万別であるため、なかなか線引きができない事情があります。そういったことから、障害者差別解消法では個人を義務づけ等の対象としない取り扱いとしております。

鶴田有司委員（分科員）

障害者差別解消法は国全体の個人が対象となりますよね。秋田県民も当然その中に含まれますが、個人は義務づけ等の対象外とされています。一方で秋田県が県民を義務づけ等の対象にしても問題はないと——義務づけ等を行おうとしていることそのもの

については、私は当たり前のことだと思うし、県民にこういうことをお願いするのは当然だと思うのですが、その上で、法律の考え方と県の考え方の相違については、どのように捉えればいいのですか。

障害福祉課長

障害者差別解消法では、国民——個人については義務づけ等の対象外としておりますが、障害者基本法という別の法律では、共生社会の実現に寄与するよう努めることを国民に義務づけております。今回の条例では、障害者差別解消法では義務づけ等の対象外となっている県民の皆様を義務づけ等の対象とすることとしていますが、今後の条例の施行に合わせて、県民の皆様に一層理解を深めていただくため、県として一層、普及啓発の役割を担っていかねばならないと考えております。

鶴田有司委員（分科員）

29都道府県で障害者差別解消条例を制定済みとのことですが、それらの大体全てが、個人——その住民に対して、同じような努力を求めたり義務を課したりしているのですか。

障害福祉課長

そのとおりです。

鶴田有司委員（分科員）

不当な差別的取扱いの禁止については、行政、事業者、県民それぞれの義務とされていますが、努力規定ではなく義務であるということは、当然、罰則規定なども設けられるのですか。

障害福祉課長

今の時点では、罰則は規定しない方向で検討しております。

鶴田有司委員（分科員）

そうすると、「ちょっと問題だな。」という場合は、注意をするぐらいの対応になるのですか。

障害福祉課長

相談体制についての説明で触れたとおり、市町村や県の相談機関が相談を受けた場合は、基本的にはそこで解決する場合が大半だと思いますが、なかなか解決に結びつかない場合は、県などがあつせん、勧告という形で仲介を行い、双方の意見を聞きながら解決に結びつける働きかけを行っていきたくと考えております。

鶴田有司委員（分科員）

事業者——行政もですが——には合理的配慮の提供が義務づけられますが、物理的に——例えば買い物しやすくするために店舗の段差を解消しなければならない——店舗を改修してもらいたいという要望があつた場合には、支援なども考えざるを得ないのではないかと思っております。その辺はどうなるのですか。

障害福祉課長

御指摘のように、段差解消の要望なども考えられますが、ここで求めている合理的配慮とは、今現在できる範囲で行うことを想定したものです。高額な予算がかかったり、長い時間がかかったりといった大がかりなものは、この条例では求めておりません。今できる範囲で対応できるものはお願いしたいということです。

鶴田有司委員（分科員）

今は検討の段階ですから、最終的にある程度細かい部分も盛り込まれるのでしょうか——要綱などにはそういった中身も盛り込まれることになるのですよね。

障害福祉課長

そのとおりです。

沼谷純委員（分科員）

鶴田委員から話があったことにも少し関連するのですが、理念条例ではあるものの、義務づけが発生しますので、この条例の中身については慎重に検討していただきたいということで、何点か伺いたいと思います。

個人による不当な差別的取扱いを禁止するといった場合、個人が個人に対して行う不当な差別には、例えばどういうことが想定されますか。

障害福祉課長

今回いろいろと意見聴取を行った中で実際に伺った話なのですが、精神障害をお持ちの方が外で散歩をしていたときに、近所の子供たちからばかにされたということがあったとのことです。個人が個人に対して行う不当な差別的取扱いとしては、そういったことも一つの事例として挙げられるのではないかと考えます。

沼谷純委員（分科員）

そういうことは、普及啓発の中で例示していくことになるのですね。

障害福祉課長

そのとおりです。

沼谷純委員（分科員）

次に、事業者による不当な差別的取扱いについてですが、提出資料を見ると「盲導犬や車いすの利用を理由に、入店を断る」などの行為が例示されています。少し前に報道がありましたが、乙武さん（「五体不満足」の著者として知られる乙武洋匡氏のこと）が2階にある階段しか使えない飲食店を利用しようとして——乙武さんの話の詳しい例示は、あえてここではしませんが——インターネット上で炎上したということがありました。このようなことは飲食店など、業としてサービスを提供している方々にとっては、非常にデリケートな話だと思います。往々にして、障害者の方々にとっての合理的配慮や差別的取扱いと、事業者や障害を持たない個人の合

理的配慮や差別的取扱いについての理解との間には、すき間というか、ずれがあると思うのです。事業者や障害を持たない個人の側は、不当な差別的取扱いはしていないし、できる範囲の配慮もしていると考えていても、障害者の方々にとっては、「もっとこうしてほしい。」「もっとできるでしょう。」などと感じられる場合もあると思います。その意識のすき間について、どの辺に落としどころを設定していくかがこの条例の難しいところだと思うのですが、どう考えていますか。

障害福祉課長

まさしく御指摘のとおりだと考えております。障害の当事者側と事業者側の意識のすき間をどのように埋めていくかという課題については、これまでも普及啓発などにより解決に努めてはおりますが、今後は一層、関係団体——飲食業や旅館業であれば、その組合などを通じて、理解を深めていく取組が必要になってくると考えております。

沼谷純委員（分科員）

飲食店などの事業者に対して合理的配慮や差別的取扱いをしないことへの理解を求めるのと併せて——これは少々言いづらい話ですが——この条例を制定するという事は、双方が歩み寄っていくということだと思いますから、障害をお持ちの方々に対しても、団体などを通じて、ある種の理解を求める取組を行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

障害福祉課長

まさしく今のお話のとおりだと思っております。これまで各種団体との意見交換を行ってきておりますが、障害の当事者の団体からは「健常者の皆さんが我々障害者をどのように捉えているのか。」というお話を伺っておりますので、健常者等に対してのみいろいろと求めていくのではなく、障害の当事者側も一緒に取り組んでいく姿勢で条例の制定を進めていきたいと考えております。

沼谷純委員（分科員）

世の中には、様々な分野で区別や差別が現実存在しており、障害をお持ちの方々に対する差別以外にも、いろいろなことに対する差別等が残っている部分があると思います。部長にお聞きしますが、個人を対象にして、何らかの差別をしてはならない——いわゆる差別の解消や禁止を条例で定めるものは、障害者の方々に関するもの以外に何か思い当たりますか。この条例では、障害者の方々に対する差別だけはしてはならないという、個人を対象とした義務づけがなされるわけですが、ほかとのバランスを考えるとどうなのかと思います。例えば性的マイノリティの方々に対するものなど、世の中にはいろいろな差別と言われるものがあるわけですから、障害

者の方々に対する差別はしてはならないという条例を制定すれば、「私たちも、私たちも。」という声が上がってくる可能性があるのではないですか。

健康福祉部長

そのときどきの社会的な状況に応じて、このように理念的な条例や啓発的な施策の方針などをうたわなければならない様々な場合があると思います。ただ、今回の障害者差別解消条例については、法律に基づき、県民の方々、障害者の方々に理解を求めつつ、共生社会を作り上げていくために必要な条例として、障害者差別の解消一つだけにしぼって浸透を図るものとしたと思います。というのは、いろいろなものを対象とすると、目的がぼやけてしまう場合もあると思われるからです。今回は、県民、障害者の方々にしっかりと我々の施策方針を伝え、皆さんに情報提供などができるような条例を制定して、お互いに分け隔てなく生活できるような共生社会を作っていく基としたいと考えております。

沼谷純委員（分科員）

県民や事業者の方々への義務づけを伴う条例ですが、共生社会という理念の実現のための義務づけなので、誤解を生じさせたり、やり過ぎたり、苦しいと感じさせたりすることがないように、しっかりと啓発や説明をお願いします。

吉方清彦委員（分科員）

この条例は、最近話題になった障害者雇用水増し問題とも密接に絡んでくると思うのです。先日的一般質問では、障害者手帳がない方を障害者雇用者数に含めていたことなどについて、答弁者が謝罪する場面がありましたが、背景として、障害があると自覚しているのだが障害者手帳は発行してもらっていない方々の存在があるといった話も聞いております。この条例の下では、障害者手帳の有無にかかわらず、障害を持っていると自覚している方は障害者であるという受けとめ方をすることになっていくと思うのですが、そういったときに、雇用問題等も含めて、県としてはどのように整合性——障害者手帳がないのだから障害者ではないのだというのは極論かもしれませんが——を説明していくのでしょうか。

障害福祉課長

御指摘の雇用問題については、県としても対策を進めていかなければならない部分であり、現在、労働局といろいろなすり合わせを行っております。県のサイドでは、福祉就労から一般就労への移行を希望している方への支援を行っておりますが、一般就労した方、あるいはしたい方がいても、受け入れる企業や事業者、それから職場内の理解が不足していることによって、就業が定着していない実態がありますので、そういった辺りにも気を配りながら進めていきたいと考えております。

吉方清彦委員（分科員）

障害者手帳の有無で線引きをしているとのことですが、障害者に対して行政も差別をしないということであれば、障害者手帳の有無だけにとらわれていいのでしょうか。そのことに対しては、先日、明確に謝罪する旨の答弁をしていますが——今後どのように今回のことを説明するのでしょうか。障害者手帳の有無にかかわらず、障害を持っていると自己申告した方を雇用していくことで、法定雇用率はある程度満たされるのだという説明をしていくのですか。

障害福祉課長

この条例の基本的な考え方は、障害者手帳の有無にかかわらず、配慮が必要な方や支援が必要な方に対しては、支援の手を差し伸べていこうという姿勢を示すことです。例えば、精神障害をお持ちの方の中には、精神障害者保健福祉手帳を持っていない方もたくさんいらっしゃいますが、そういった方もこの条例においては支援の対象としております。また、指定難病患者の中には、医療費受給者証は持っているが障害者手帳は持っていない方もいらっしゃいますが、そういった配慮や支援の必要な方については、支援の手を差し伸べる姿勢で臨む必要があると考えております。

加藤鉦一委員（分科員）

秋田県立病院機構（地方独立行政法人秋田県立病院機構）の中期計画について伺います。平成29年度地方独立行政法人秋田県立病院機構の業務の実績に関する評価結果では、循環器部門の受け入れ体制に課題があることから、「I 質の高い医療の提供」の項目についてBという評価をしています。それを受けて第3期中期目標の目指すべき方向に対する今後の課題として、医療提供体制の強化がうたわれています。Bという評価は、人材がそろっていないから十分な医療を提供できなかったもので、目標を達成できなかったことによるものですが、新たに第3期中期目標の下でスタートしようとする時点での体制はどうなる見込みなのか。

医務薬事課長

循環器疾患に係る高度な医療に関しては、不整脈に対するアブレーション治療と、急性心筋梗塞に対するカテーテル治療が2大部門だと思っておりますが、そのうちのカテーテル治療について、現在、脳研に治療を行える医師がいないことが大きな課題です。3月の新棟オープンに向けて、その2大部門の治療がきちんと行えるよう、医師やスタッフを確保することが一番重要だと思っておりますし、現在、秋田県立病院機構でもそれに向けて最大限努力しているところですので、体制をしっかりと整備していけるよう、我々もできるサポートをしていきたいと思っております。

加藤鉦一委員（分科員）

脳・循環器疾患の三次救急拠点として4月からスタートするのに、まだカテーテル治療などの高度な医療を行う医師が確保されていないというのは、非常に心配です。以前の成人病医療センター（一般財団法人秋田県成人病医療センター）や秋田大学——要するに、県内にそれを充足する医師がいない——スタートの時点でこういった医師がいることは絶対条件ではないですか。

健康福祉部長

秋田県立病院機構からは、改築や新棟ができ上がってスタートする時点でのPCI（Percutaneous Coronary Intervention）の略。経皮的冠動脈形成術）が行える体制の整備については、一定のめどが立っていると伺っています。診療を開始する前には、いろいろな手術の機械の搬入や、コ・メディカル——看護師等との連携といった準備がありますが、スタートの数カ月前には脳研にそういう体制のめどが立つと伺っています。

加藤鉦一委員（分科員）

そのようなめどが立っているとすれば、私も安心できます。

「健康寿命日本一」という秋田県の大きな目標が、様々な場面に表れてきます。そうした中、第3期中期目標では、三次救急医療の拠点としての「健康寿命日本一」を目指した脳卒中や心疾患の発生の予防に向けた取組というような目標を設定しています。これはつまり、三次救急医療の拠点として——二次医療圏、一次医療圏を含めて、どのような取組をしていくのですか。一般的な取組ではなく、特殊な取組なのでしょう。

医務薬事課長

三次救急医療の拠点としての取組は急性期への対応です。そのことはもちろん行うのですが、循環器の包括的な医療提供ができる体制になることから、発症予防という観点で——予防なので基本的には県民向けのPRなどが中心になると思いますが、そういった役割を果たしてもらいたいということで、目標には予防に関することを記載しております。

加藤鉦一委員（分科員）

脳卒中等の脳血管疾患の予防に関連して、秋田県では何十年も食塩摂取量を減らす取組——減塩運動に取り組んできています。しかし、長野県ではある程度そういった疾患を克服しているのに、秋田県では克服していません。こういう機会に塩分の摂取量を減らすことを徹底的にやるためには、やはり3次医療機関から情報を発信しなければならないと思います。脳研は県の機関ではないですか。今までと同じような「予防のために努力します。」だけでは

話にならないと思いますが、いかがですか。

医務薬事課長

これまでの中期目標の中にも一般的な発症予防というフレーズはあったのですが、今回の中期目標の目玉として、「健康寿命日本一」に向け、脳血管疾患だけではなく心疾患も含めた予防の取組を強く求める内容を新たに加えておりますので、その点についてできるだけ努力してもらいたいと思っております。

加藤鉦一委員（分科員）

だから「できるだけ努力してもらいたい。」などという次元では余り意味がないと思うのです。新しくスタートする病院なので、そういう大きなテーマを医師も含めて共有し、取り組んでいくという推進体制にしなければなりません。単に目標に盛り込んだからいいということではありません。施策を推進する1番の主体は皆さんですから、よく考えてみてください。

医務薬事課長

具体的な成果が出るような取組を、秋田県立病院機構に強く求めていきたいと思っております。

鶴田有司委員（分科員）

平成29年度地方独立行政法人秋田県立病院機構の業務の実績に関する評価結果で少々気になったことがあるのですが、2ページの項目別評価結果一覧のⅠの1の(3)患者、家族の視点に立った医療サービスの提供の③患者本位の医療の充実の項目の評価がBです。Ⅷの2番目の人事に関する事項もB、その次の職員の就労環境の整備もBですが、これらは一番基本的なことではないかと思うのです。これこそAにしなければならない項目ではないかと思っております。ほかの項目はAが多く、全体的には悪くないと思うのですが、一番基本的なところがBだというのは、何かおかしいと思います。これは、自分たちとしては一生懸命やっているが、患者からは余り評価されていないということですか。

医務薬事課長

患者本位の医療の充実に関しては、評価の詳細が12ページに記載されています。「患者本位の医療の充実」と、タイトルとしてはかなり幅の広い表現になっているのですが、実際の中身は、院内のクリニカルパス（医師や看護師などが連携して行うチーム医療の中で効率的に患者の治療・ケアを行うため、患者の入院から退院までの検査、食事、日常生活指導、投薬等をスケジュール表のようにまとめたもの）の適用率の向上などを評価項目としたものです。そのクリニカルパスの適用率が、循環器部門に関して十分に上がらなかったことが、こういった評価になった大きな理由です。また、収入の確保の項目の評価に関しても、循環器部門の医師が確保できてい

ないため、収入が十分に上がっていないことが影響しているように、循環器部門の医師の確保ができなかったことの影響が、いろいろな項目でのB評価という形で表れています。個別の評価項目を更に幾つかの評価項目に細分化し、それぞれの評価項目で設定した目標の達成状況がどうであったか評価しておりますので、全体として患者本位の医療の提供ができていないわけではなく、個別の項目についての評価がこうになっているのだと御理解いただきたいと思います。

鶴田有司委員（分科員）

まずは分かりましたが、結局は医師確保の問題が解消されていないというところに行き着くわけですか。

医務薬事課長

今回の秋田県立病院機構の評価に関しては、循環器部門の医師が確保できていないことが、全体として評価がBとなる原因になっています。

鶴田有司委員（分科員）

人事に関する事項や職員の就労環境の整備などの項目にもBが並んでいる——資料の中身を全部読んだわけではないのですが、一覧ではそうなっているのはどういうことですか。こういった項目も患者本位の医療につながっていく可能性があるのではないですか。

医務薬事課長

人事に関する事項については37ページ、職員の就労環境の整備については38ページに評価の詳細が記載されています。人事に関する評価に関しても、循環器部門の医師の確保に課題があるためBとなっております。また、職員の就労環境の整備については、時間外勤務の縮減を果たせなかったことから、その個別の中身について、Bと評価しております。

鶴田有司委員（分科員）

医師確保については当然努力していかなければならないのですが、一方、就労環境については、新しい病院になってから、ある程度対策を講じることができるのですか。

医務薬事課長

医師の時間外勤務の縮減に関しては、難しい面が多々あると思いますが、人員を確保しつつ、可能な限りのしかるべき対策を順次講じていくことになると思いますし、我々も引き続き対策を求めていきたいと思います。

鶴田有司委員（分科員）

医師確保については全県的な問題となっていますが、ここは特に県が直接かかわっている中心的な病院であり、期待されている病院の一つ——期待されていない病院はないのですが——ですから、医師確保にはしっかりと取り組んで、新しい病院では患者

に御不便や御心配をかけることがないようにしてもらいたいとお願いして、質問を終わります。

健康福祉部健康医療技監

医師の働き方については、今正に医療法等の改正による働き方改革が進んでおり、今年度、関連法も整備されたところです。

働き方改革については、一般的な事業所が主な対象で、医療の分野はある意味での聖域的な扱いを受けてきた歴史があると思いますが、一方では、労働基準監督官による取り締まりにより、病院によっては診療体制の変更を余儀なくされるといった実態がありました。今までそうした矛盾が解消されずに続いてきたという歴史的な背景の下で、今般の働き方改革の議論では、本当に医師を初めとした医療従事者の働き方が俎上に載せられて——今、ペンディングというか、引き続き検討していくという状況になっております。そういった中で秋田県立病院機構においても、医師を初めとした医療従事者の働き方をどのようにしていくのか、引き続き検討を行い、快適な職場で県民へのサービスを向上させていくよう努めたいと思います。

鶴田有司委員（分科員）

せっかく御説明いただいたので、質問します。今の技監のお話の内容はもちろん理解できますし、医療従事者には努力していただいていると思うのですが——働き方改革というものは最近急にクローズアップされてきましたが、一方で、低評価の大きな要素となっている医師不足については、数年前からずっとそのままになっているので——そういう意味で、医師不足が少し改善しても、働き方改革の流れがそれを更に上回って、結局労働力が追いつかないこともあるのではないかと思うのですが、実際にそういうことはあり得るのですか。

健康福祉部健康医療技監

今までの医師を初めとした医療従事者が全体的に不足する状況の中では、個々の医療従事者の負担の下に医療が成り立っていて——私も臨床の現場で働いていましたが、2日間寝ないで診療を行ったりしており、患者に危険を及ぼしながら診療を続けたという意味で、反省すべきところがあると思います。そういったことがあってはならないということで、働き方改革が進められ、医療従事者の数も増やしているところです。

ただ、鶴田委員が御指摘のとおり、医療従事者一人一人の負担を減らしていくと、総体的にはサービスの質が落ちるのではないかと懸念があり、そこをどうしていくかは、今正に議論が続いているところです。すぐに答えが出るものではないと思いますが、いずれにせよ、県民や国民が納得するような形で、医療サービスと、医療サービスを提供する側

の人間のパフォーマンスが最も高くなるような結論に至るよう、議論を続けていかなければならないと考えております。

鶴田有司委員（分科員）

実際のところ、民間企業の経営者の中にも、働き方改革が随分厳しい、少々つらいと感じている方は多いと思います。特に医療サービスの提供については、中途半端にするわけにはいきませんから、なかなか大変だと思いますが、よりよい医療体制が構築できるよう努力をお願いします。

沼谷純委員（分科員）

私からも、平成29年度地方独立行政法人秋田県立病院機構の業務の実績に関する評価結果に関して何点か伺いたいと思います。先ほど来、話があったように、循環器部門の医師を確保できていないことをもって、設置者としてはそれに関する項目をBと評価したとのことですが、それはそのとおりだと思います。一方で、それらの項目の中には、秋田県立病院機構がAと自己評価しているものがあります。私は正直、この自己評価はやや甘いのではないかと認識したのですが、秋田県立病院機構は、なぜそういった重要な医療サービスが提供できていない現状にもかかわらず、Aと評価したのでしょうか。

医務薬事課長

今の御指摘は、Iの1の(1)政策医療の提供の、①脳研センターの項目などに関するものだと思いますが、脳・循環器疾患の包括的な医療提供体制の整備という目標もちろんあるものの、中期目標期間内あるいは各年度において具体的に実施すべき事項として記載されている項目に、どちらかというとならぬ脳卒中に係る具体的な記載が多かったので、それらに対する自己評価として、秋田県立病院機構はAという評価を行ったものです。一方、我々としては、脳・循環器疾患の包括的な医療提供体制整備全体を中期目標期間内あるいは各年度の目標として捉えるべきだと考え、Bという評価を下しました。秋田県立病院機構としては、中期計画の個別項目や、年度計画に記載されている個別項目を重視してAという評価をしたということであり、そのためお互いに共通の評価とはなりませんでした。

沼谷純委員（分科員）

循環器部門の医師を確保できていないことが、患者の受け入れ全体というか、外来の件数にも響いたことなどで収益面にも影響が出ているといった説明がありましたが、やはり秋田県立病院機構には、3次医療を担っていることの重さをもっとしっかりと認識してもらいたいと思います。是非設置者側から、議会からそういう意見があったことも含めて、その旨伝えていただきたいと思います。

先ほど不適切な事務処理があったという話があり

ました。具体的なことは25ページに記載されています。私が失念していれば申し訳ないのですが、どのように不適切な事務処理があったのか、もう少し補足説明していただきたいと思います。また、今後「引き続き業務改善及び事業のチェック体制の強化が求められる」という評価結果が示されていますが、具体的にどのような強化をするのか、その2点について教えてください。

医務薬事課長

不適切な事務処理の具体的な内容ですが、毎年、給食提供業務について、外部の事業者と委託契約を締結しております。給食提供業務の委託料の中には材料費なども含まれているのですが、平成28年度分の契約をする際に、受注者から、実際に業務を行っていく中で材料費が委託料を上回ったときに、上回った実費分を補填してもらいたいというような要請がありました。それに対しては、できないという回答をしていたのですが、当該職員が独断で、そういった場合は補填するという覚え書きを公印を使用して交わってしまったというものです。実際に平成28年度において、材料費が委託料を上回った分が140万円くらい発生し、覚え書きに公印が押されているから支払わなければならないので、まず支払った上で、当該職員からその金額の賠償を得たということです。決裁をとらずに公印を押したことが不適切な事務に当たりますので、公印の管理等について事務の改善を図り、勝手に公印を押さないように体制を改善するとともに、一般的な事務処理のルールとして、上司にきちんと相談して、みんなで方向性を定めて事務を行うというコンプライアンスの遵守について、全職員に徹底することを通じ、体制を強化しております。

沼谷純委員（分科員）

組織的なものではないようですし、チェック体制についても理解しました。

28ページに記載されている外来新規患者数の目標——これは次の計画にもかかわってくると思うのですが、平成30年度目標が1万377人とされているのに対し、実績は4,285人です。循環器部門の医師を確保できていないことが、ここにも響いているのかもしれませんが——この1万人という目標が高過ぎたのかもしれませんが、そうすると、どの程度が適切な目標設定なのでしょう。あるいは、計画期間が終わった後に立てる新しい目標については、どのように考えていますか。

医務薬事課長

外来新規患者数が目標と大きく乖離したことに関しては、先ほど来説明している循環器部門の医師を確保できていない問題と、もう一つ、脳研に何人かいた神経内科の医師が脳研を離れたことにより、神

経内科の物忘れ外来などの外来患者数が大きく減ったという要因があります。今後、次期計画に向けて、そういった現状を踏まえて、循環器部門も含めどういった数値が適切な目標なのか、詰めていきたいと思っております。

沼谷純委員（分科員）

人事といいますか、先ほどの就労環境に関する話題に通じる話ですが、38ページを見ると、医師の超過勤務の問題だけでなく、「職場における心の健康づくり計画」が策定できなかったなどといった記載があります。医師以外、例えば事務職の方や看護師など、職員全体が超過勤務をしたり、ストレスを抱えたりといった、非常に大変な現場ですから、そういった計画は職場全体にかかわることだと思います。もちろん医師がいなければ治療ができないし、医師個人の負担という問題もあるのですが、職員全体に係る部分をどう捉えているのか、また計画を策定できなかった理由は何なのか教えてください。

医務薬事課長

厳しい職場ですから、ここまでやればうまくいくという見極めがなかなか難しいのかもしれませんが、「職場における心の健康づくり計画」を策定するという中期目標を立てたにもかかわらず達成できなかったのですから、評価はBとしています。具体的な一つ一つの改善項目——具体的な目標を定めた上で、一つ一つ改善していくことに取り組んでいくしかないと思いますので、その点についても今後強く指導していきたいと思っております。

沼谷純委員（分科員）

今年度計画を策定できなかった理由が何なのかよく分かりませんが——医師の確保に加え看護師、あるいは事務職員——看護師の採用も行っていますが、ほかの病院に比べれば相当ハードな業務内容で、3交代制などになっていると思いますから、多分、離職や退職もあると思います。そういうことも踏まえて、設置者としても——医療体制をしっかり整えることができなければ、幾ら運営交付金を費やしても県民には歓迎されませんから、是非設置者として、指導か支援か分かりませんが、深く関与していただきたいとお祈いします。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で健康福祉部関係の所管事項に関する質疑を終了します。

説明者交代のため暫時休憩します。

再開は、午前11時35分とします。

午前11時18分 休憩

午前11時33分 再開

出席委員（分科員）

委員長（会長）	三浦茂人
副委員長（副会長）	今川雄策
委員（分科員）	鈴木洋一
委員（分科員）	鶴田有司
委員（分科員）	加藤 一
委員（分科員）	吉方清彦
委員（分科員）	沼谷 純

説明者

生活環境部長	高橋 修
生活環境部次長	杉山 徹
生活環境部次長	柳田 高人
生活環境部参事	佐藤 利広
生活環境部参事（兼）県民生活課長	高橋 博英
生活環境部参事（兼）自然保護課長	高松 武彦
環境管理課長	高橋 行文
八郎湖環境対策室長	高野 尚紀
温暖化対策課長	古井 正隆
環境整備課長	川村 之聡
生活衛生課長	金 和浩

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

それでは、生活環境部関係の議案に関する審査を行います。

議案第167号のうち、生活環境部に関係する部門の審査を行います。

関係課長の説明を求めます。

環境管理課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

環境整備課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で、説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。

質疑は各課一括して行います。

吉方清彦委員（分科員）

昨年も少し話題になったと思うのですが、産業廃棄物対策基金積立金についてお聞きします。だんだんと増えてきていて、平成28年度に少し減っているので使ってはいるのでしょうか——この約2億5,000万円の積立金を今後具体的にどう利用していくか、今のところの見込みはあるのですか。

環境整備課長

提出資料の産業廃棄物対策基金の使途の欄に記載

しているとおり、産業廃棄物の3R（スリーアール。廃棄物対策のキーワードであるReduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再利用）、Recycle（再生利用）の3つの頭文字をとった総称）や適正処理の推進のために資する事業に活用し、必要な事業はしっかりと実施していきたいと考えています。

吉方清彦委員（分科員）

取りあえず今のところは、具体的に何かに使う予定はないということですか。

環境整備課長

現状いろいろな事業を実施していますが、必要な事業——事業のスクラップ・アンド・ビルドを踏まえつつ、今後基金を使える新しい事業があれば、その財源としてしっかりと使っていきたいと考えております。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、生活環境部関係の議案に関する質疑を終了します。

次に、生活環境部関係の陳情等の審査を行います。

配付しております陳情等一覧表により審査を行います。

5ページをお開きください。陳情第13号の23豪雪地域に対する支援の継続と拡充についてを議題とします。

陳情第13号の23について質問等ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、7ページをお開きください。陳情第13号の24再生可能エネルギーの推進における環境への配慮についてを議題とします。

陳情第13号の24について質問等ございませんか。

加藤鉦一委員（分科員）

これは、由利本荘市長からの陳情ですが、陳情事項を見ると適切な環境アセスメント（環境影響評価）の実施を事業者へ指導するよう要望するとあります。環境影響評価に対して県が指導する権限というか——環境影響評価は事業者が行うと思います。そうすると、県が事業者へ指導するよう要望するという事は、どのように解釈したらいいのでしょうか。

環境管理課長

環境影響評価は、最初に配慮書の作成の手続から始まって、どのような方法で環境アセスメントを行うかについての方法書の作成の手続、それをどのよ

うに予測、評価していくかについての準備書の作成の手続を経て、最後に評価書を作成します。県知事はこの過程で、それぞれの図書の内容に意見を言える立場です。今話題になっている風力発電については、経済産業大臣が大臣勧告又は意見という形で、必要に応じ事業者を指導していくこととなります。

加藤鉦一委員（分科員）

これは所管事項審査で取り上げたほうがいいのかいな。

今、県は、秋田県沖に洋上風力発電の適地があることから、成長産業として、雇用の活性化も絡めて推進しようとしていますよね。例えば能代沖や能代港の風力発電については、能代・山本地域の市町を中心にして推進協議会を組織していて、市民の皆さんからの環境影響評価に対する意見は余り出ていません。一方、由利本荘市の場合は、景観の問題、あるいは低周波音——環境の管理を所管する担当課長として、この低周波音をどのように捉えているのですか。私もちょっと調べてみたのですが——地元の人にたまに聞かれるのですが、よく分かりません。どう認識したらいいのですか。

環境管理課長

風力発電については、風車から発生する低周波音——耳で聞こえないくらいの低い周波数の音といったものが、健康等に影響するのではないかということをご心配する声がよくあります。ただ、環境省が検討会などを行った結果、ほかのいろいろな騒音とそんなに違いはないし、風車から低周波音が特に多く出ていて問題があるということもなく、全体的な騒音として捉えるべきだというようなことが報告書で述べられており、我々に対してもそのような見解が示されております。

環境アセスメントでも、住居や病院、福祉施設などが風力発電機から十分離れているか、どれくらい騒音の影響を受けるかといったことを評価しますので、それらきちんとクリア——問題がなければ、低周波音についても特に問題はないと考えております。

加藤鉦一委員（分科員）

由利本荘市長ほか1名——由利本荘市は私の地元ですが——から提出されたこの陳情書には、事業者へ指導するよう要望するとありますが、県が指導することはあり得るのですか。県に事業者を指導する権限があるのですか。これは県議会に対する陳情ですが、我々議員がこの陳情を受けて、あなた方に「要望がありますから指導してください。」と言った場合、県には指導する権限があるのですか。

生活環境部長

端的に言いまして、県には事業者を指導する権限はありません。先ほど環境管理課長が述べたとおり、風力発電機の設置に関して権限を持っているのは経

済産業省です。

県として、環境アセスメントの手続において「騒音や景観などいろいろなことに配慮しなさい。」というような意見を述べる中で、事業者に対して「環境基準はこうなっている。」とか、「説明会はこういう形で行っている。」とか、指導というよりもアドバイスに近いことを述べることはできます。また、地元に対する説明は事業者が行うことですから、「十分に説明を行ってください。」といった、法的な権限に基づくものというよりも、一般論としての助言を事業者に行うことはあります。由利本荘市がどのようなことを県に求めているか分かりませんが、県は飽くまでも手続の中で、「地元に対してきちんと説明をしてください。」、「地元から理解を得るような手続を踏んでください。」などと意見を述べるに留まります。

それから、環境アセスメントの手続の中には、県の意見を示す前に由利本荘市に意見を照会する場面があり、由利本荘市からの意見を尊重する形で県の意見を出しますので、そういった手続についてきちんと説明しなければならぬのではないかと思います。

私どもが由利本荘市が陳情した内容を直すことはできませんが、制度についてきちんと由利本荘市にお話しようと思います。

加藤 鉦一 委員（分科員）

要望されている指導自体ができないということであれば、認識の違いがあるのかな。由利本荘市は県の指導を要望していますが、県には権限も何もなく、環境アセスメントの一連の流れの中で、市の意見を聞いてコメントを出すだけなのであれば、そのように言わないと、おかしいことにならないですか。そう言わないと、陳情をこのまま認めていいことになってしまいます。この陳情の考え方自体が駄目なのであれば、先ほど部長が言ったように、きちんと話をしないとおかしいことになってしまいます。これは恐らく、担当課と市の間に行き違いがあると思うのですが、ただ、最終的に——これ以上は所管事項審査になってしまうから後でやったほうがいいのかな。このままやってもいいですか。

委員長（会長）

いいです。

加藤 鉦一 委員（分科員）

最終的に、秋田県には風力発電などの再生可能エネルギー産業を成長産業として推進する大きな流れがあることは、私ももちろん理解しています。ただ、景観が問題となった場合、人によっていろいろと見方が違いますよね。景観上良くないと思う人もいますし、鳥が風車のブレードに衝突する問題もあります。市民がそういった観点から反対することについて考

慮することは私も必要だと思うのですが、「だからやめなさい。」ということではなくて、そういう意見があった場合には、県はそういう環境とか——たしか三浦英一議員の一般質問に対して、「環境に対して配慮することが大事だ。」といった答弁があったように記憶しているのですが、その辺りはどう考えますか。

生活環境部長

環境アセスメントの中で、環境省等が定めた数値の基準があるものについては、当然それを遵守することになりますが、景観については数値的な基準がなく、個人の主観によっていいか悪いかが変わります。いずれにしても、何らかの行為をすれば景観の変更が伴うので、基本的には地域の方々——我々も最終的には環境に万全の配慮をするように述べますが——からどうやって景観についての合意を得るかの問題です。事業者に対しては、将来の予想図などの資料をきちんと示して、地域内で了解を得た上で事業を進めるようにといった話しかできないと思います。最終的な合意をどういう形で判断するかというのは、投票で決めるわけにもいきませんのでなかなか難しいですが、「これくらいであれば許容できる範囲かな。」とだけ思っていたところまで地元の方々にきちんと説明しながら進めてほしい、そういう手続をきちんと経てほしいといったところまでは、指導しようと思います。

加藤 鉦一 委員（分科員）

先ほどの答弁にあったように、最終的には経済産業省が認可をするとのことですが、県等の意見を聞いて、経済産業省がオーケーと言えば事業が認可されるということですか。

生活環境部長

そうです。ただ、大規模な風力発電事業ですと環境省からも意見が出されます。環境省は環境省の立場で個々の事例について判断しますので、どのような意見が出るかは一概には言えませんが、例えば石炭火力発電については、環境省から非常に厳しい意見が出ています。風力発電についてはそれほど厳しくない意見が出ていますが、今後、景観に対する住民の方々の意識の高まりがあれば、環境省からそれに少し配慮した意見が出るのではないかと思いますし、県としても住民の方々の意見を反映させた意見を出すことになると思います。事業者がどのように地元の方々に説明し、地元の方々の間でどのような意見が形成されていくのかを見守りつつ、民間の方を含む有識者会議の御意見も聞きながら、最終的な意見を出していくことになると思います。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で陳情等についての審査を終了します。

次に、議員提出の意見書案について申し上げます。

【書記、意見書案を配付】

委員長（会長）

石川ひとみ議員提出の意見書案「水道事業の基盤強化に対する支援の充実・強化を求める意見書」の検討を、議会運営委員会から依頼されております。

各委員におかれましては、10月4日、木曜日の討論・採決を行う委員会時までには、配付しました本意見書案の検討をお願いします。

審査の途中ですが、昼食のため暫時休憩します。

再開は午後1時15分とします。

午前11時55分 休憩

午後 1時15分 再開

出席委員（分科員）

委員長（会長）	三浦茂人
副委員長（副会長）	今川雄策
委員（分科員）	鈴木洋一
委員（分科員）	鶴田有司
委員（分科員）	加藤 一
委員（分科員）	吉方清彦
委員（分科員）	沼谷 純

説明者

生活環境部長	高橋 修
生活環境部次長	杉山 徹
生活環境部次長	柳田 高人
生活環境部参事	佐藤 利広
生活環境部参事（兼）県民生活課長	高橋博英
生活環境部参事（兼）自然保護課長	高松武彦
環境管理課長	高橋行文
八郎湖環境対策室長	高野尚紀
温暖化対策課長	古井正隆
環境整備課長	川村之聡
生活衛生課長	金 和浩

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

休憩前に引き続き、生活環境部関係の所管事項に関する審査を行います。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

生活環境部次長（杉山）

【委員会共通資料「第三セクターの平成30年度経営評価について」により説明】

参事（兼）県民生活課長

【提出資料「第3次秋田県豪雪地帯対策基本計画（案）の概要について」、当日配付資料「第3次秋田県豪雪地帯対策基本計画（案）」、「第3次秋田県豪雪地帯対策アクションプログラム（案）」により説明】

生活衛生課長

【提出資料「動物愛護センター（仮称）「ワンニャピアあきた」について」により説明】

参事（兼）自然保護課長

【当日配付資料「ツキノワグマの目撃件数等について」により説明】

委員長（会長）

以上で、説明は終了しました。

ただいまの説明及び所管事項に関する質疑を行います。

質疑は、各課室一括して行います。

鶴田有司委員（分科員）

アクションプログラム（秋田県豪雪地帯対策アクションプログラム（案））については、大分よくまとめたくださったと思うのですが、1つ伺います。提出資料に「除雪機械更新及びオペレーターの人材育成等による除雪体制確保」との記載がありますが、このことについて具体的に何をやっていくのかということです。機械を動かすことは「オペレーターの人材育成」でできることだと思うのですが、よくニュースなどで、あるいは地元で話を聞くと、除雪の仕方というものがあるのだそうです。普通に道路除雪をすると道路が壊れてしまうので、バケットを微妙に浮かして除雪するというのです。そうしないと除雪車が道路を壊して行って——今年も道路の破損が結構多かったのですが——春先になってから車がパンクする原因になります。だから、除雪の仕方でも大事ではないかと思います。

大分前のことだと思いますが、秋田市に大雪が降って、各市町村や県から除雪車を集めて、除雪の手伝いに行ったことがありました。その際、横手市の人から聞いたのですが、「秋田市に行って除雪の仕方を見てみたら、とても雪国の除雪の仕方ではない。手っ取り早く言えば、下手で見てもらえない。」とのことでした。

「オペレーターの人材育成」というものの、オペレーターの中身の問題もあるということが分かった上で、このアクションプランを作っているのかお聞きしたいのですが、いかがですか。

参事（兼）県民生活課長

今鶴田委員から御指摘があった事項は、正に地域振興局で協議会を行った際に、特に市町村の建設所管課から、生の声として聞いた話でした。先ほどオペレーターの講習会を開催すると説明しましたが、

こうしたことは、県道、市町村道と道路管理者は違っても、それぞれが同様に取り組んでいかなければならないことです。県については、一般社団法人日本建設機械施工協会が毎年3回程度開催している講習会について、道路課等の関係課が講師を派遣して協力したり、事業者を受講してくれるよう働きかけたりしているという話です。

また、これとは別に、鶴田委員から御指摘のあった熟練の技の継承といったところがなかなか大変だという話がありました。大仙市などでは、除雪車に熟練者と新人の2人が乗って、新人を教育しようとしているとのこと。人件費が2倍掛かるといった問題はありますが、熟練の方が高齢を迎えて、そのような工夫をしていくしかないようです。横手市ではオペレーターの労働条件や待遇を改善するなどの取組をしておりますし、現実問題として、ある程度の犠牲を払ってもそういったことに取り組んでいかなければならない状況です。ただ、そこまで計画に記載するのは煩雑ですから——もちろん道路課や関係部局では、そういった事情は理解しております。

一方で、現実問題として、除雪の訓練はなかなか難しいという話もありました。例えば、夏場に雪を模した発泡スチロールの模型を作って除雪の訓練をするなどということではできず、実際の道路に即して、実際の雪で除雪の訓練をしなければならないとのこと、なかなか困難であるという話でした。そういった実情も認識しておりますので、今後とも対策を進めていきたいと考えております。

鶴田有司委員（分科員）

ついでに言うと、横手市などの場合、市街地では通勤、通学の前の朝早い段階で除雪しなければならないのでスピードが要求されるのですが、郊外では日中でもそれほど道路は混んでおらず、ゆっくり除雪できるといった点でも、オペレーターに要求される技術等に違いがあります。恐らく協議会でもいろいろな意見が出たと思うので、それらを十分に認識した上でオペレーターの講習会を実施してもらいたいと思います。

先ほど話があったように、夏場に発泡スチロールで除雪の訓練をするわけにはいかないでしょうが、除雪の仕方のほかに、雪の集め方というものがあると思います。横手市の人が秋田市の状況を見て「見てもらえないな。」と言ったのは、恐らく集め方についてだと思いますが、そのことについては夏場に机上で教えることもできると思うのです。一方、道路にバケットを当てるか、浮かすかといった訓練は、現実に冬場でないとできないので、そのようなことも考えながらオペレーターを指導していかなければなりません。道路を壊してしまったらかえってお金が掛かりますし、当然器具も壊れますから、そ

ういった指導も行ったほうがいいのではないかと思います。いかがですか。

参事（兼）県民生活課長

今御指摘のあった除雪の時間帯の件については、アクションプログラムの18ページの（1）道路除雪の実施の一番下の黒ぽつところに、「県内37地区に情報連絡員を配置し」とあるとおり、前日の天気予報などの情報を把握して、朝の相当早い段階から当日の道路除雪の計画を決める工夫をするなどして取り組んでいるとのこと。

それから、横手市の話が出ましたが、先ほど来説明している県の豪雪地帯対策基本計画のほか、県内25市町村のうち4つの市において、同様の雪関係の計画を作っており、雪の本場である横手市については、今年の3月に計画の改定を終えたところ。今回の計画から、計画期間を思い切って3年間という短い期間に区切ったほか、今話題になった除雪、それから人材確保といったことについて、非常にきめ細かい——私から見ても非常に具体的な内容となっています。県の計画は総合的ですから、方針を述べるに留めた部分もあるのですが、横手市の計画は非常に具体的なことを記載しております。他県の計画や、市町村が現実に即して記載している計画の内容については、先ほど述べた地域振興局の協議会などで情報を得る機会がありますので、これを的確に関係部局——道路管理部局は独自に情報を把握すると思いますが——に伝えていきたいと考えております。

鶴田有司委員（分科員）

せっかくこのような立派な計画を作っていただい——計画づくりはかなり頑張ったと思います。今後、実際に即した形で実践に結びつけるようお願いいたします。

吉方清彦委員（分科員）

動物愛護センター（秋田県動物愛護センター（仮称）「ワンニャピアあきた」）についてお聞きしたいと思います。マスコットキャラクターの「はちすけ」と「あきにゃん」を選定し、その着ぐるみを作るとのことですが、着ぐるみは結構高いと思います。製作した後、どのように使っていくのかお聞きしたいのですが、いかがですか。

生活衛生課長

価格は2体で211万円で、今月に完成しております。

活用方法としては、まず今週末の動物愛護フェスティバルでお披露目し、その後、今年度予定している動物管理センターの事業や当課のボランティア募集事業等の場で活用していきます。また、動物愛護センターは多くの方に訪れていただける施設としたいので、そのために開設後も着ぐるみをたくさん利

用していきたいと思っております。しつけ方教室や小中学生を対象にした命の教室等を開催しますが、その際に着ぐるみ子供たちにとっての参加の取っかかりの一つになればいいと考えております。また、動物愛護センターは空港に近いこともあり、観光客の方々に立ち寄ってもらえる施設としたいとも考えておりますので、そのためにも着ぐるみを活用していきたいと思っております。

吉方清彦委員（分科員）

私も着ぐるみは高いとは思っていたのですが、1体100万円超とのことです。安易に作って終わりではなくて、是非ぼろぼろになるまで使ってほしいと思います。今全国でゆるキャラといわれるキャラクターを作っており、ただでさえいろいろなキャラクターが増え過ぎています。何のキャラクターか分からないのでは、せつかく予算を掛けて製作した意味がないと思います。

動物愛護施設に関しては、福祉環境委員会の県外調査ではほかの地域のものを視察してきましたが、本県の動物愛護センターでは動物の受け入れ——例えば子犬などが生まれた場合の受け入れは行うのか教えてください。

生活衛生課長

当施設については——今ある動物管理センターもそうですが——どうしても飼えなくなった動物や捨てられた動物を収容して、病気があるか、譲渡の適性があるかどうかを判断した上で、施設内で飼養を開始し、飼養を行う中で譲渡を希望する方々とのマッチングを行い、引き受けていただくといった活用をしていきたいと思っております。

吉方清彦委員（分科員）

例えば犬ならどれぐらいの数を引き受けられるのか、どれぐらいの期間収容できるのか、受け入れられない場合にはお断りするしかないのか、マッチングするためにはどういった方策を考えているのかなど、そういった運営の仕方について教えてください。

生活衛生課長

施設利用の仕方については、動物管理センターを外から入ってくる動物を最初に収容して感染症等の有無、適正の有無等を審査する一時収容施設とし、譲渡に適していると判断した場合、動物愛護センターに移すという運営方法にしたいと思っております。

動物愛護センターの収容頭数は、犬は20頭、猫は50頭です。また、動物管理センターも改修して、犬20頭、猫50頭を収容できるようになり、合計で犬40頭と猫100頭を収容できるようになっております。犬の収容頭数は昨年度一年間で七、八十頭でしたが、全部で40頭収容できますので、一年でならせば十分対応できるのではないかと考えております。ただし猫については、年度によって違いま

すが、四、五百頭は収容されますので、これから対応方法を検討していかなければならないと思っております。

昨年度はおかげ様で106頭の譲渡を行っておりますが、今後も譲渡件数を増やしていきたいと思っております。また、適正飼養の考え方を普及し、飼い主にしっかりと終生飼養していただくことによって、入ってくる動物を少なくしていきたいと思っております。これらを適正に進めていくことにより、殺処分ゼロを目指したいと思っております。

吉方清彦委員（分科員）

猫に関してはすごい数が入ってくるのだなと思いましたが、犬についても、動物愛護センターの情報が知れ渡ったときに、「あそこに連れて行けば預かってくれるよ。」などと誤解されると困るのではないかと思います。そういったことへの対策はありますか。

生活衛生課長

平成25年に動物愛護法が改正され、以前は保健所に連れてこられた動物については、必ず収容しなければならないとされていた条文が、保健所に連れてこられた動物でも、一定の条件を満たした場合は収容を拒否できるというような条文に変わりました。保健所に連れてくる前に、譲渡を検討したか、動物が病気だから引き取ってもらいたいという場合でも、病気だときちんと診断してもらった上で、自分ではどうしようもないと判断したか、そういった検討や判断をしっかりとした上で、どうしても飼えない場合は行政が引き取る仕組みになっておりますので、最近では犬の収容件数も劇的に減ってきています。このように、入り口も締めしていきたいと思っております。

沼谷純委員（分科員）

第三セクターの平成30年度経営評価の中の、分析化学センター（株式会社秋田県分析化学センター）のことについて、一番詳しいと思われる杉山次長に伺いたいと思っております。13期連続の黒字で経営基盤は安定しており、今後は県保有株式の追加処分を進めるという方針が示されていますが、委員会共通資料25ページにある実際の評価の中身を見ると、現株主への株の買い増しの働きかけや、新たな株主の開拓といった記載があります。県の出資を単純に引き揚げるのは無理でしょうから、株主に買い増してもらったり、新しく株を買ってもらったりして、その分徐々に県の出資を引き上げていくのだと思いますが、その辺の見通しというかスケジュール感はどうなっているのですか。

生活環境部次長（杉山）

御指名ですのでお答えします。第三セクターの経営の健全化等に関する行動計画（第3次）のスペンが平成30年から平成33年までとされていますの

で、そのスパン内での方針について申し上げます。

まず、基本的に持ち株比率を下げていくという前提があります。今の株主は、県、民間の調査会社2社、それから従業員持ち株会社という構成になっております。現に株を持っている2社に対しては、これまでも譲渡の働きかけを行ってきましたし、これからも行っていきたくと思っています。ただ、当然相手方の営業方針もありますので、時間をかけて検討していくことになると思っています。将来的には持ち株比率を25%以下にすることが最終的な目標ですが、いかにせん株式市場に上場されている株ではなく流動性に極めて制約がありますので、当座は平成33年までを目標に、持ち株比率を順次下げていけるよう、相手方との交渉を進めていきたいと考えております。

それから、法人の公共的役割について、確かに公共的色彩は薄くなってきていますが、例えば県における環境アセスメントなどの事業も受注しておりますので、そういったことを総合的に勘案しながら対応していきたいと思っています。

沼谷純委員（分科員）

既に出資している2社を中心に働きかけるという話がありましたが、一方で新しい別の株主の開拓も行っているのですか。

生活環境部次長（杉山）

決して新たな会社を拒むものではありませんが、現時点ではこの2社、それから従業員持ち株会社を中心に働きかけようと考えております。

沼谷純委員（分科員）

分析化学センターの事業内容の中に、先ほど加藤委員から質疑があった洋上風力発電事業の環境アセスメント関連業務とあるのですが、具体的にどのような業務を行っているのですか。

生活環境部次長（杉山）

詳細はこの後環境管理課長に補足してもらいますが、環境アセスメント全体の評価に関する業務は別の会社が受注しており、いろいろなデータ採取など、業務の一部を請け負っているのが実態です。

環境管理課長

ただいま説明がありましたように、洋上風力発電事業であれば、例えば海の水質調査など、環境アセスメントの中の調査を下請的に行っているということです。

沼谷純委員（分科員）

生活衛生課長に、非常にシンプルな質問です。今はまだ動物愛護センター（仮称）とされていますが、マスコットキャラクターとその名称や、「ワンニャピアあきた」という施設の愛称はもう決まっていますよね。動物愛護センターという名称はいつまで仮称なのですか。

生活衛生課長

動物愛護センターの（仮称）は、今後の議会に提案される秋田県行政機関設置条例の改正案が可決された後に正式に外れると思いますので、それまでの間は（仮称）をつけることとなります。「はちすけ」と「あきにゃん」については、昨年度公募して決まったもので、既に応募者の表彰と併せて公表しておりますので、公に使用しております。

沼谷純委員（分科員）

来年の4月1日に開設予定ですから、その条例の中に盛り込むのは来年の2月議会のタイミングになるということですか。

生活衛生課長

そのとおりです。

沼谷純委員（分科員）

風力発電について、午前中の産業観光委員会でも委員の方から幾つかの御意見——観点は福祉環境委員会とは違うかもしれませんが——が出たようでして、私も気になったことがあるので伺います。

午前中の説明についての確認ですが、風力発電事業については、陸上でも洋上でも、ある一定の規模以上になれば環境アセスメントは実施しなければならないことになっていて、市の意向を聞いて県が意見を出せるといった手続は変わらないのですか。

環境管理課長

風力発電事業については、環境アセスメントの根拠法である環境影響評価法で、出力が1万キロワット以上の場合には必ず環境アセスメントを実施し、7,500キロワット以上1万キロワット未満の場合は、実施するかしないか個別に判断することとされております。

沼谷純委員（分科員）

陸上——地上の場合には、土地の所有者などのいろいろな関係者がいると思いますし、洋上の場合には、国の土地を県が代わって管理しているような形になると思いますが、土地の所有権——所有者には余り縛られず、環境アセスメントの手続は同じだと理解していいのですか。

環境管理課長

環境影響評価においては、土地の所有等ではなく、飽くまでも環境への影響を調査します。

沼谷純委員（分科員）

そうすると、陸でも海でも環境アセスメントに関する手続は同じだということですね。

産業観光委員会でも議論されていたようですが、今由利本荘市で、サーフィンなどをしていらっしゃる若い方々を中心に洋上風力発電事業に対する反対の声が上がっていて、署名活動を行ったり、ソーシャルメディアなどでそういった情報を拡散したりといった動きが出ています。先ほどの陳情等について

の審査の際は、県には事業者への指導の権限はないのに、市から指導してほしいという陳情が出ている、県が意見を出すとするれば、「地元によく説明してください。」といった意見を出す可能性はあるとの話でした。そうすると、反対というか、事業に対する懸念を持っていらっしゃる方々は、どこにどのように——もちろん環境アセスメントに際して直接意見を述べることもできるのですが——まずは市に対して自分たちの声を届ければよいということになるのですか。

環境管理課長

環境アセスメントの手続では、事業者が調査方法や調査結果などに関するいろいろな図書を作成し、それに対する意見は事業者に対して出され、事業者はその意見に対する答えをQアンドAのような形で公表していくこととなります。また、それによって図書を修正したりすることとなります。それ以外の部分については一般論となりますので、環境部局としては、「いろいろな方法があるのではないか。」としかお答えできないと思います。

沼谷純委員（分科員）

仮に、反対している方々が地元の由利本荘市に「やめてくれ。」と言ったときに——最終的に由利本荘市がどういう判断をするかは分かりませんが——そういう声を受けて由利本荘市からも「やはり問題だな。難しいな。」という意思表示がなされてしまった場合、先ほどの手続の話では、県は地元の市町村の意向を聞くとのことでしたから、県もそのような意見を出すことになるのですか。

生活環境部長

由利本荘市の意見をそっくりそのまま踏まえた意見を出すことはありませんが、地元自治体の意見ですから、一つの重要な要素にはなると思います。ただ、風力発電に限れば、県内に誘致するという、県全体としての大きなスタンスもありますから、そういったことも踏まえて意見の検討を行うことになると思います。先ほど加藤委員から、地元自治体が陳情とは逆に推進するような動きをしているという御指摘がありました——風力発電を所管している産業労働部で、地元との共生を図る仕組み作りのための地元関係者との協議を行いますので、そういった中で、どういう形で地元の理解が進んでいくかを見守りながら、意見を出すことになると思います。

沼谷純委員（分科員）

環境アセスメントに際して県が意見を出すに当たって、風力発電に関しての産業労働部と生活環境部のすみ分けというか、どちらがどこまで何をやるのかという線引きはどうなっているのですか。

生活環境部長

厳密な線引きはありませんが、秋田県新エネルギ

ービジョンに示されているように、県としては、成長産業として新エネルギー、特に風力発電産業の誘致を促進していこうという思想がありますので、それを大前提として——一方で我々環境部局としては、環境と調和していくことも当然大切だと考えますし、知事も一般質問等で、環境に対しては万全な配慮をしていくと答弁しています。環境アセスメントを通じて、当方から事業者に対し、必要に応じて、どのようにすれば環境に優しい事業になるかのアドバイス——指導ではなくて——などもしています。そうしたことを通じて環境に配慮した事業になるようにしながら、最終的には産業労働部と調整して、県としての意見を出すこととなります。当方が単独で環境への配慮を求めるだけの意見を出すわけでもありませんし、産業労働部が単独で産業振興に係る意見を出すわけでもありません。地元とバランスをとりながら、個々の事業を判断していくこととなります。能代市沖の洋上風力発電事業と、秋田市沖や由利本荘市沖の事業とでは、もしかすると若干違ったニュアンスの意見になるかもしれませんが、それは個別に判断しながら検討していくこととなります。

沼谷純委員（分科員）

国では、経済産業省が事業の許認可権を持っていて、環境省がそれに対して——特に石炭火力発電事業については厳しい意見が示される場合があるという話がありましたが、同じ構図で県の場合を考えると、片や産業労働部はアクセルを踏みたいセクションだと思いますし、片や生活環境部は環境保全の部分がしっかりと担保されるのかという観点で見ていることになるので、そこには立場の違いがあると思います。今ブレーキを踏んでいる地元の方々に関しては、経済効果があるといった、いわゆる産業労働部的な説明だけではなかなか納得してくれなくて、自分たちが求める景観、環境、潮の流れなどへの影響——そういったものをしっかりと守れるのかというところを聞きたがっている——確認したがっている感じがします。片やアクセルを踏む部分と、片や環境への配慮という部分について、由利本荘市ではどのように地元の方々と対話しているか分かりませんが、その点について県からも由利本荘市にしっかりと話を——県に権限がないことを陳情されても困るので——是非地元の市町村としっかりと腹合わせをして、経済効果や産業振興といった話だけではなく、環境への配慮についてもしっかりと説明をして、御理解いただけるよう最大限取り組んでいきたいと思いますが、いかがですか。

生活環境部長

秋田県はすばらしい自然環境に恵まれておりますので、風力発電事業についても地域住民の方々との共生といいますか、お互いに理解し合って、うまい

形で事業を進めていけるようにする必要があります。そのためには地元の市町村の理解といますか、働きかけが重要ですから、当然連携を密にしていきたいと思います。いたずらに対立をあおるような風力発電事業にするのではなく、地元を受け入れられるようなものになるよう、地元の市町村と連携をとり、当然庁内の連携もとりながら進めたい——当方としてそういった一連の手続を行っていききたいと思っています。

加藤 鉦一委員（分科員）

能代の港湾や沖合では、今、洋上風力発電事業が計画されていて、能代市長を中心にして推進協議会を作って、能代の会社が人材育成も含めて一生懸命取り組んでいるという話は聞いていると思います。潜在的な秋田の資源を、雇用や経済の活性化に結びつける施策は産業労働部の所管する分野ですが、環境に関する分野を所管する皆さんも、同じ県の職員です。風況は全国どこでも同じというわけではなくて、秋田県の風況はやはり非常に恵まれた資源なのです。それを産業振興や雇用に結びつけていくことはいいことであると私は認識しています。

そこで問題は——能代では余り話題になっていないようですが——低周波音です。先ほど確認したのですが、環境省では低周波音、あるいは超低周波音の人体への影響の有無について——これはマスコミの独り歩きなのかどうか——この辺りは、皆さんがきちんと言うべきといますか、皆さんが環境影響評価において出す意見の中で、触れなければいけない部分ではないかと思っています。あるいは、皆さんが判断できないとしても、所管する環境省の立場というものがあろうと思います。風力発電事業は、国が進めている再生可能エネルギー開発の中の大きなプロジェクトです。原発は駄目だ、火力発電は二酸化炭素を排出する、でも、電気は必要だというときに、風力発電に反対だという声があるとしても、どこかで妥協することを考えなければならないと思うのです。その辺り、皆さんの立場は微妙なのですが、生活環境部が環境影響評価において県としての考え方を示す機関ですから、皆さんの意見は、非常に重たいと思うのです。

先ほど産業労働部で協議を行うと言ったのは、恐らく由利本荘市に関する事だと思うのですが、そこではどう説明するのですか。被害がないとは言いつても、一方では、全然影響はないとも言われていますが、そこをどう説明していくのですか。

生活環境部長

低周波音については、科学的知見——科学的データに基づいたしっかりとした説明が必要だと思っています。環境省は、低周波音は特に敏感な人には聞こえるし、敏感でない人には聞こえないものだとし

ています。一般的に、音——騒音には様々な規制がかかっていますが、騒音に係る数値には、法令に違反基準が定められているものや、環境省が目安として定めているものなどいろいろなものがありますので、そういった数値の性質について、機会があれば地元の方に説明したいと思っています。あわせて事業者に対しても、そういうことを地元説明会できちんと説明するようアドバイスしたいと思っています。こういったことは、思い込みなどによるのではなく、ある程度きちんとした科学的データに基づいて説明すべきだと思いますので、そういった説明をするように伝えますし、我々も必要に応じてアドバイスし、地元の理解を得られるよう進めたいと思います。地元の方々の不安を払拭する上では、法令に触れなければいいというものではないので、法令が求める以上のことをするくらいの気持ちで——敏感な人にも影響がないくらいの事業内容にしてほしいと伝えていきたいと思っています。

加藤 鉦一委員（分科員）

今、由利本荘市沖の日本海に、100万キロワット規模の洋上風力発電機を設置する計画がありますが、景観は変わりますよね。海に、300メートルだか、400メートル、300メートル、400メートル……

【「200」と呼ぶ者あり】

加藤 鉦一委員（分科員）

200メートルもの高さがある風車ができたら景観は変わりますよね。景観も変わりますが、この前新聞では、サーファーの方々が、波が来なくなるから風車を建てては駄目だと主張していることが大きく取り上げられていました。ある方にそのことを話したら、「いや、波が来なくなるなどということはないだろう。」と話していましたが——私にも分かりません。波については分かりませんが、見た目が変わることで、それに対する反発については、どうしようもありません。ただ、景観が変わる一方で、雇用などいろいろなものが生まれるというメリットの部分もあるので、きちんと両方の面を伝えないと、1つだけの何か——報道ではいつもいい部分が伝えられていないような気がするのです。

私は別に推進派でも——新エネルギーについてはどちらかといえば積極的に活用すべきだという考え方ですが、その辺りについては、先ほど沼谷委員も言っていたように、産業労働部とよく話し合っ、きちんと県としての指導——恐らく由利本荘市がああいった陳情書を出してきたのは、市として何ともできないから県に頼っているのではないかと思います。市議会にも何か出されているというから——いかがですか。

生活環境部長

県庁職員のほうが専門的知識を持っていて、いろいろな事例を知っております。アドバイスできる体制は整っていますので、由利本荘市にアドバイスをしていきたいと思います。また、先ほどおっしゃったサーファーの話ですが、私の聞いたところによると、本来と違う想像図によって話が伝わったといえますか、何か沖合に防波堤——帯みたいなのを張って、そこに風車が建つような想像図であったようで、そういった建設の仕方であれば当然波は遮られます。沖合に1本建てて、何百メートルか間隔を置いてまた1本建てていくといった方法であれば、それほど影響はないと思うのですが、そういう正確な情報が伝わっていない中で、いろいろな話が出てきているようです。事業者に対し、風車を建てることで生じる変化については、必要があればきちんと環境アセスメントを行うよう話していきます。先ほども言いましたが、科学的な根拠に基づいた正確な情報で——いろいろな論文を書いている人がいますが、ある程度根拠づけられた数字に基づいてきちんと説明するよう求めていきたいと思います。

加藤 鉦一委員（分科員）

能代市では市長が先頭に立って、協議会をつくって一生懸命やっていますが、そこでは低周波音の話などは余り出てきていません。由利本荘市の計画を聞いたら、風車の設置箇所は沖合1.5キロ——2キロだとか言いましたよね。かなり奥——それでも200メートルの高さのものが建てば、そう遠く感じないかもしれませんが、では、沖合2キロの位置に設置しても低周波音が問題になるのか、能代市の港湾等の計画ではなぜ低周波音が問題にならないのかといったことは、誰も言わないし、新聞記事にも全然出てきません。同じ県の中でやろうとしていることなのですから、そういう点で整合性があってもいいのではないかと思います。片方は推進協議会の下でうまくいって、市民のためにも進めようという感じになっているのに、もう片方は何となく……。同じ秋田県内の海の上なのに、何でそんなに違うのでしょうか。

生活環境部長

私もそのことを懸念してしまして、産業労働部と意見交換をしているのですが——8月30日に産業労働部が風力発電に係る地域共生事業検討会議を開催し、関係する自治体の方々に集まっていたいて、「うちではこうやっていますよ。」といったことの情報交換——例えばにかほ市では、既に市のガイドラインを策定していますので、そういったことについて情報交換を行っております。その際に由利本荘市も加わっていただければよかったと思うのですが、その会議には欠席されていたので……

【「えっ」と呼ぶ者あり】

生活環境部長

案内はしていますし、にかほ市は出ていますし、欠席の理由は分からないのですが——いずれにしても、そのような形で地元ときちんと情報交換したいと思います。

加藤 鉦一委員（分科員）

こういう陳情書を出してきて会議に欠席するのは駄目です。由利本荘市を批判するわけではありませんが、それはやっぱり駄目です。

生活環境部長

どのような形で会議を招集したのか存じませんが、欠席の経緯も分かりませんので、御勘弁いただきたいと思います。

加藤 鉦一委員（分科員）

私が言うことではないですが、同じ県内なのだから、うまくやってください。

生活環境部長

県としては、このような形で地元と共生しながら風力発電事業を進めるスタンスで取り組んでいますし、私どもも関係行政を担いながら、それを実現するために連携していきますので、よろしく願いいたします。

吉方清彦委員（分科員）

能代でも風力発電を産業として大きく推進しているのですが、秋田魁新報には余り載らないものの、地元の新聞が報じるころでは、結構漁師の方々——特に八峰町の漁師の方々が反対しております。今後どのように魚をとっていくか、それをどのように収入にしていかなど、いろいろと議論しながら進めています。

よく言われるように、ドイツのブレーマーハーフェンの洋上風力発電事業では、沖合30キロから50キロの遠浅のところに風車を作っているとのこと。一方、秋田のように、沖合一、二キロ先に大型の風車を作るというのは、日本中のどこもやったことがないので、低周波音についても予想ができないとのこと。私も環境アセスメントの報告会に出席したのですが、例えば1キロ先でどれぐらい音が聞こえるかといった評価はクリアしたとしても、コンクリートの建物が低周波音に共鳴した場合はどうなるかと聞いたら、そのようなことは今まで考えたことがないという答えでした。共鳴して余計音が大きくなるなどといった想定外の事態が発生すると思いますが、そういった影響が出たときに、県は風車を止めるよう求めるなど、しっかりとストップをかけられるのでしょうか。そのような部分について、一般質問でも質問しましたが、生活環境部としても考えていただきたいと思うのです。いかがですか。

生活環境部長

先ほども言ったとおり、県というか、生活環境部には止める権限はありませんが、環境アセスメントを通じて住民の方々からそういった不安が示された場合は、しっかりとした科学的データに基づいて、影響があるかないかも含め、きっちりと説明すべきだろうというアドバイスはしたいと思います。最終的にどの程度の説明をするかは事業者の判断でしょうし、それを受けて県も、説明をしたか、しないかという事実を踏まえた意見を出すことになると思います。今までに行ったことがない事業であり、当然いろいろな疑問が生じると思いますので、それに事業者として真摯に対応してくださるよう、アドバイスを通じて求めていきたいと思っています。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で生活環境部関係の所管事項に関する質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、10月4日、木曜日、予算特別委員会終了後に委員会を開き、討論・採決を行います。

散会します。

午後2時18分 散会

平成30年10月4日（木曜日）

本日の会議案件

1 議案第174号

秋田県社会福祉会館条例の一部を改正する条例案（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

2 議案第175号

秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

3 議案第176号

秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

4 議案第177号

秋田県介護医療院の施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

5 議案第178号

医療法施行条例の一部を改正する条例案（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

6 議案第182号

財産の出資について（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

7 議案第183号

地方独立行政法人秋田県立病院機構の定款の変更について（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

8 請願第50号

乳がん診断の項目を健康診断に付加することを求める請願について（討論・採決）（採択すべきもの）

9 意見書案（議員提出）

水道事業の基盤強化に対する支援の充実・強化を求める意見書案（意見一致）（提出決定）

本日の出席状況

出席委員

委員長	三浦茂人
副委員長	今川雄策
委員	鈴木洋一
委員	鶴田有司
委員	加藤鉦一
委員	吉方清彦
委員	沼谷純

書記

議会事務局議事課	斉藤昂太
議会事務局政務調査課	阿部秀樹
健康福祉部福祉政策課	武藤泉
生活環境部県民生活課	山中公伸

会議の概要

午後1時34分 開議

出席委員

委員長	三浦茂人
副委員長	今川雄策
委員	鈴木洋一
委員	鶴田有司
委員	加藤鉦一
委員	吉方清彦
委員	沼谷純

説明者

健康福祉部長	保坂学
健康福祉部健康医療技監	諸富伸夫
健康福祉部次長	須田広悦
健康福祉部次長	佐々木薫
健康福祉部参事	伊藤善信
健康福祉部参事（兼）福祉政策課長	
	小柳公成
生活環境部長	高橋修
生活環境部次長	杉山徹
生活環境部次長	柳田高人
生活環境部参事	佐藤利広
生活環境部参事（兼）県民生活課長	
	高橋博英
生活環境部参事（兼）自然保護課長	
	高松武彦

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。

各委員から発言の申し出がありませんので、付託議案に関する質疑は終局したものと認めます。

それでは、付託議案について、討論・採決を行います。

議案第174号、議案第175号、議案第176号、議案第177号、議案第178号、議案第182号及び議案第183号を一括議題とします。

討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

討論は、ないものと認めます。

採決します。

議案第174号ほか6件は、原案のとおり可決すべきものと決定して、御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

よって、議案第174号ほか6件は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、請願の取り扱いについて決定します。

請願第50号「乳がん診断の項目を健康診断に付加することを求める請願について」を議題とします。

本請願の取扱いは、どのようにいたしますか。

【「採択」と呼ぶ者あり】

委員長

請願第50号は、採択すべきものと決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

よって、請願第50号は、採択すべきものと決定されました。

この際、お諮りします。

ただいま採択した請願第50号につきましては、執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求したいと思いますが、御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認め、送付することに決定しました。

次に、先に検討を依頼しておりました石川ひとみ議員提出の意見書案についてお諮りします。

「水道事業の基盤強化に対する支援の充実・強化を求める意見書」案について、御意見のある方はいらっしゃいますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

お諮りします。

本意見書案を、原案のとおり、福祉環境委員会提出の意見書案とすることとして、御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

御異議ないものと認めます。

本意見書案は、原案のとおり、福祉環境委員会提出の意見書案とすることと、決定されました。

なお、本意見書案の提出手続き等については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

よって、本意見書案の提出手続き等については、

委員長一任とすることに決定されました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の審査は、すべて終了しました。

本日の委員会を終了します。

散会します。

午後1時37分 散会